

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会 次第

平成 26 年 1 月 30 日 (木)

午後 1 時 30 分～

佐久市議会棟 第 1 委員会室

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 福祉課長あいさつ

4 審議事項

(1) 「第 1 次佐久市障がい者プラン後期計画」 (案) について

5 その他

6 閉 会

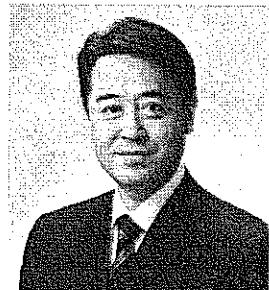
第一次
佐久市障がい者プラン後期計画（案）
みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり

作品（はり絵）

（障害者支援施設臼田学園 山下幸子）

佐久市

第一次佐久市障がい者プラン後期計画策定にあたって



本市での、障がい者施策につきましては、平成21年3月に第一次佐久市障害者プランを策定し、みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくりを目指して施策を推進してまいりました。近年、少子高齢化の急速な進展、地域コミュニティの脆弱化などを背景に、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、地域社会における人間関係の希薄化や孤立、高齢者、障がい者等社会的弱者に対する虐待などが重要な課題となっております。

平成23年には障害者基本法が改正され、障がい者の定義の見直しや社会的な障壁を取り除くための配慮が盛り込まれました。また、同年には、障がい者に対する虐待の防止と養護者に対する支援などを図るために障害者虐待防止法が制定されました。さらに、平成24年には障害者総合支援法、障害者優先調達推進法が制定され、平成25年には障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定されました。このように、社会情勢の動向を踏まえ、障がい者に係る制度の集中的な改革が進んでおります。

このような状況を踏まえ、第一次佐久市障害者プラン策定から5年が経過する中で本計画を見直し、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に尊重し支え合い、生きがいを持ち、安心して生活できる社会の構築を目指し、このたび第一次佐久市障がい者プラン後期計画を策定いたしました。

この計画の実現のためには、行政を始め福祉サービス事業者、関係団体、障がい者ご自身ばかりでなく、市民一人ひとりがそれぞれの役割において協働し、障がい者福祉施策の推進に取り組むことが不可欠と考えますので、皆様の一層のご支援ご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました佐久市保健福祉審議会、障害者福祉部会の委員の皆様を始め、ご協力をいただきました関係者の皆様、市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げますとともに、今後とも計画推進に格段のご高配を賜りますようお願ひいたします。

平成26年3月

佐久市長 柳田清二



目 次

第1編 計画の概要 ······	4
1 計画策定の趣旨 ······	4
2 計画の位置づけ ······	5
3 計画の対象 ······	5
4 計画の期間 ······	5
第2編 計画の基本的方向 ······	6
第1章 佐久市の障がい者の状況 ······	6
第1節 人口の推移 ······	6
第2節 障がい者の状況 ······	7
1 障がい者の動向 ······	7
2 身体障がい者の状況 ······	7
3 知的障がい者の状況 ······	9
4 精神障がい者の状況 ······	10
5 難病患者の状況 ······	10
第2章 障がい者などに係る福祉サービスの状況 ······	11
第1節 障害者総合支援法によるサービス ······	11
1 自立支援給付サービス ······	12
2 地域生活支援事業 ······	14
第2節 その他福祉サービス ······	15
第3章 計画の基本的な考え方 ······	16
第1節 基本理念 ······	16
第2節 施策の体系 ······	17
第3編 具体的施策の方向 ······	20
第1章 地域での自立生活への支援 ······	20
第1節 地域生活移行を支援する、在宅福祉サービスの充実 ······	20
1 在宅福祉サービスの充実 ······	21
2 地域生活支援事業などの利用の促進 ······	21
3 居住の場の確保 ······	21
4 日中活動の場の拡大 ······	21
5 補装具、日常生活用具給付の充実 ······	21
6 障がい者を支える福祉人材の育成 ······	21

第2節	サービスの質の確保	22
1	安定かつ適切なサービスの提供	22
2	個別支援計画、第三者評価の推進	22
第3節	生活基盤の安定	23
1	各種制度の利用促進	23
2	公営住宅への入居支援	23
第4節	就労支援の充実強化	24
1	就労促進に向けた相談支援体制の充実	25
2	一般就労の促進	25
3	福祉的就労の促進	25
第2章	人権の尊重と社会参加の促進	27
第1節	権利擁護施策の充実	27
1	権利擁護の推進	27
2	権利行使の支援	28
第2節	コミュニケーションの充実	29
1	コミュニケーションを支援する人材の養成と活動支援	29
2	コミュニケーションの確保	30
3	情報機器の利用促進	30
第3節	スポーツ・レクリエーションの充実	31
1	各種スポーツ大会の支援と社会参加の促進	31
2	指導員の養成とボランティアの参加促進	31
第4節	文化活動・生涯学習の振興	32
1	文化芸術活動の振興	32
2	生涯学習の振興	33
第3章	安心して暮らせる地域づくりの推進	34
第1節	人にやさしいまちづくりの推進	34
1	福祉のまちづくりの総合的推進	35
2	公共施設などの整備	35
3	住宅の整備	35
4	交通安全対策の推進	35
5	移動手段の確保	36
第2節	地域福祉活動の推進	37
1	ボランティア活動の推進	37
2	地域を支える福祉活動の充実	38
3	地域住民の相互支援	38

第3節	防犯・防災対策の充実	39
1	防犯対策の充実	40
2	防災対策の充実	40
第4章	総合的な支援体制の充実	41
第1節	相談支援体制の充実	41
1	相談支援体制の強化	43
2	福祉人材の育成と確保	43
第2節	障がい児の療育体制の充実	44
1	早期発見・早期療育体制の充実	45
2	療育体制の充実	45
第3節	保健・医療サービスの充実	46
1	健康づくりの推進	47
2	医療・リハビリテーションの充実	47
第4節	普及・啓発・広報の推進	48
	障がいへの理解などの普及・啓発・広報の推進	48
第5節	福祉教育の推進	49
1	就学前保育の充実	49
2	福祉の心を育てる教育の推進	50
3	特別支援教育体制の充実	50
第4編	計画の推進・評価体制の確立	51
1	市民・障がい者・ボランティア・団体・行政の連携	51
2	府内推進体制の充実	51
3	障がい者の参画促進	51
4	国・県との連携	51
5	進捗状況の把握	51
6	計画の評価	51
付属資料		
1	後期計画策定体制	53
2	後期計画策定委員会	54
3	後期計画策定会議開催経過	56
4	数値目標一覧（再掲）	57
5	用語解説	58

本文中、*印を付けた用語は、58 ページ以降の「用語解説」に説明があります。

第1編 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで「みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「第一次佐久市障害者プラン」に基づく施策を総合的に、計画的に推進してまいりました。

平成18年度に施行された障害者自立支援法により、障がい者が地域で安心して生活することを目指し、地域生活への移行のための地域生活支援や就労支援のサービスの実施、地域生活の基盤づくりのための障害福祉計画の策定、相談支援体制の強化や地域自立支援協議会の設置などにより、施設から地域生活への移行が進みました。平成25年には障害者自立支援法の一部改正により障害者総合支援法が施行され、制度の谷間を埋めるべく障がいの範囲に難病が加わりました。このように、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、地域住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している^{*}社会的障壁を除去するための一層の取組が必要となっています。

第一次佐久市障がい者プランの策定から5年が経過するに当たり、これまで実施してきた施策の成果や課題などを踏まえて、第一次佐久市障がい者プランの見直しを行い、後期計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「[※]障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める計画です。

また、「佐久市総合計画」を上位計画とし、「佐久市地域福祉計画」に掲げる基本理念実現のための一翼を担い、佐久市の障がい者施策の向上を目指すもので、市が取り組む施策だけでなく、市民や民間事業者、関係団体などにおいても、それぞれの立場で自主的・積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の対象

本計画の対象とする「障がい者」は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を基本としています。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や障がい者福祉施策の動向などに対応する必要が生じた場合は、期間中に計画を一部見直すこととします。

〔障がい〕という表記について

「障害」の「害」の字は、「有害」「被害」などの否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられるため、佐久市では、「障害」の表記を法令名、固有名詞などを除き、原則としてひらがなの「がい」を用いることとしました。本計画でも、「障害」を原則として、「障がい」と表記しています。

第2編 計画の基本的方向

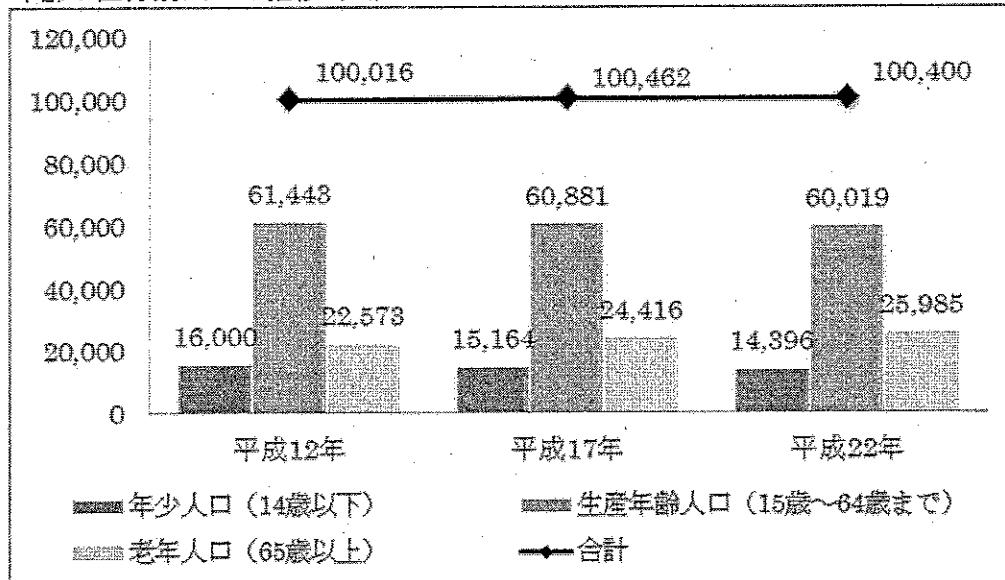
第1章 佐久市の障がい者の状況

第1節 人口の推移

国勢調査による本市の人口は、平成12年が100,016人、平成17年が100,462人、平成22年が100,400人となっています。

このような推移の中で、平成22年の年齢3区分別人口は、14歳以下の年少人口が14.3%、65歳以上の老人人口は25.9%となっており、年少人口、生産年齢人口が減少する一方で、老人人口は増加傾向にあります。

年齢3区分別人口の推移(人)



平成17年の人口合計には年齢不詳者(1名)含む。[資料:国勢調査]

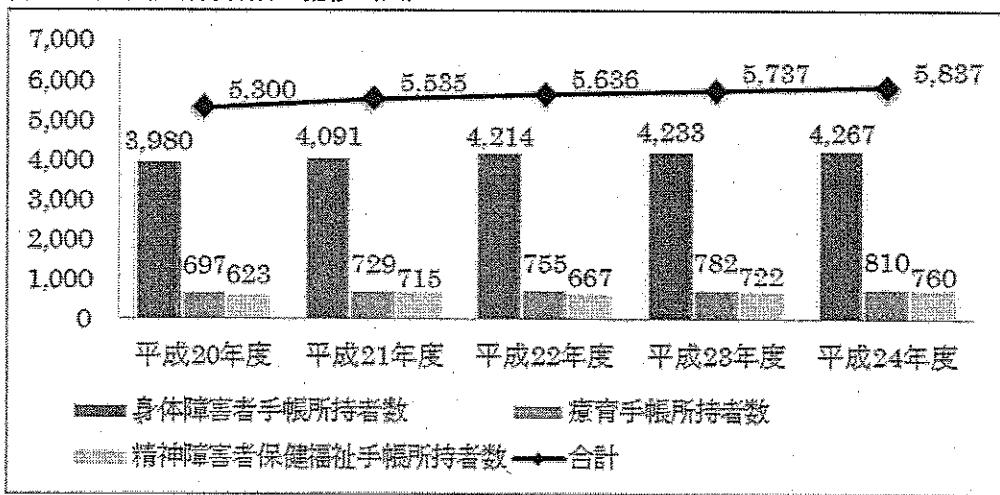
第2節 障がい者の状況

1 障がい者の動向

障がい者手帳の所持者数は、平成20年度の5,300人から年々増加し、平成24年度は5,837人で、平成20年度に比べると537人(10.1%)増加しています。

総人口に占める手帳所持者の割合(総人口比)も年々上昇し、平成24年度は5.8%となっています。

障がい者手帳所持者数の推移(人)



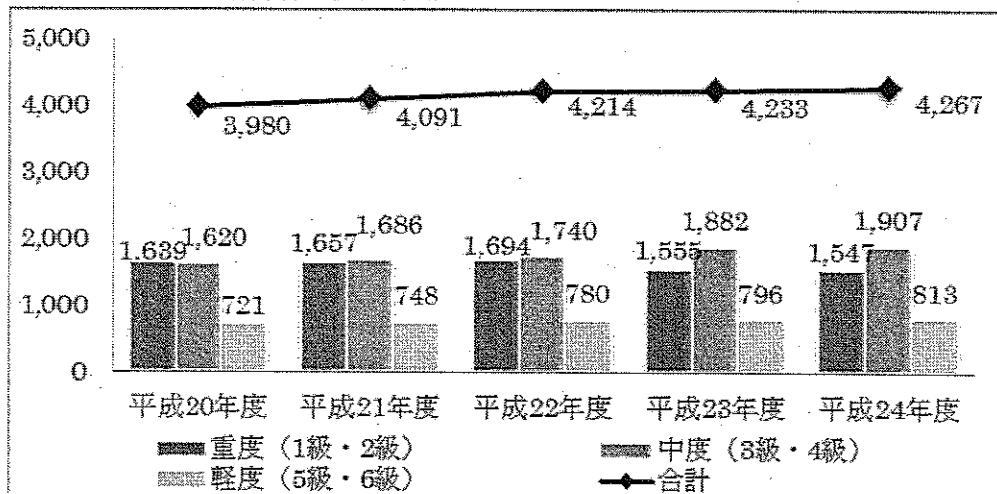
各年度3月31日現在 [資料: 福祉課]

2 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数(障がい等級別)

平成24年度の身体障害者手帳所持者数は4,267人で、平成20年度の3,980人に比べ、287人(7.2%)の増加となっています。また、平成24年度の等級別の状況では、1・2級の重度障害者が全体の36.3%となっています。

障がい等級別手帳所持者の状況(人)

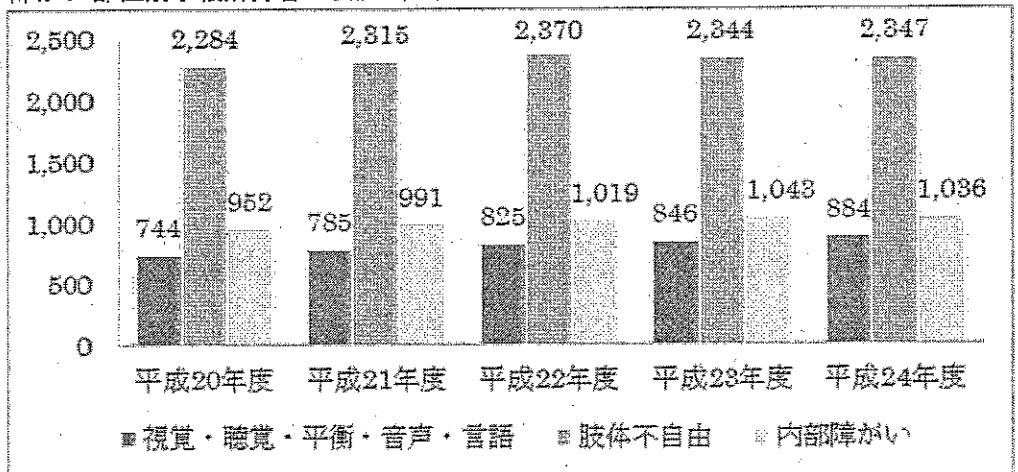


各年度3月31日現在 [資料: 福祉課]

(2) 身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）

平成 24 年度では肢体力不自由障がいが 55.0%と半数を超え、次に内部障がいが 24.3%となっており、2つの障がいで全体の 79.3%を占めています。また、部位別の推移では、平成 20 年度から平成 24 年度までの 4 年間で、視覚・聴覚・平衡機能などの障がいが 18.8%の増と大きく増加しています。

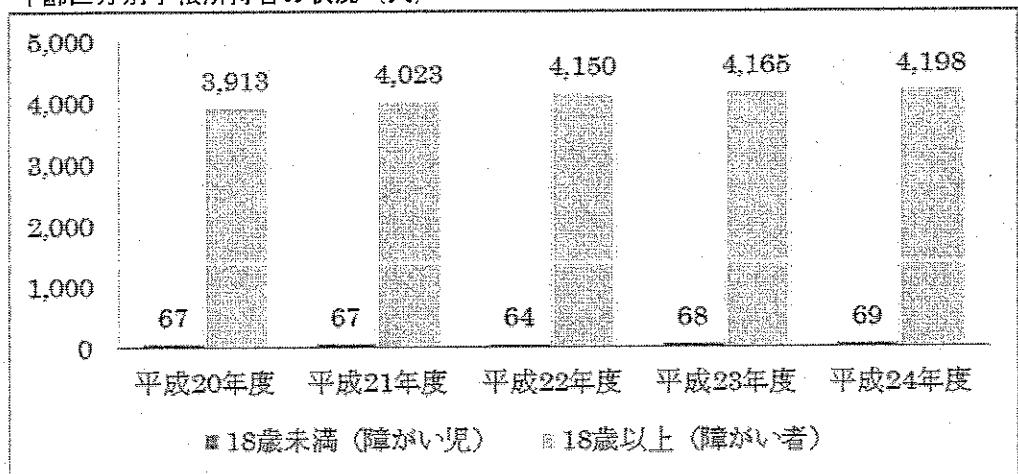
障がい部位別手帳所持者の状況（人）



(3) 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）

平成 24 年度では、18 歳未満の身体障がい児は 1.6%、18 歳以上の身体障がい者が 98.4% となっています。また、18 歳以上の身体障がい者の推移では、平成 20 年度から平成 24 年度までの 4 年間で、7.2% の増加となっています。

年齢区分別手帳所持者の状況（人）

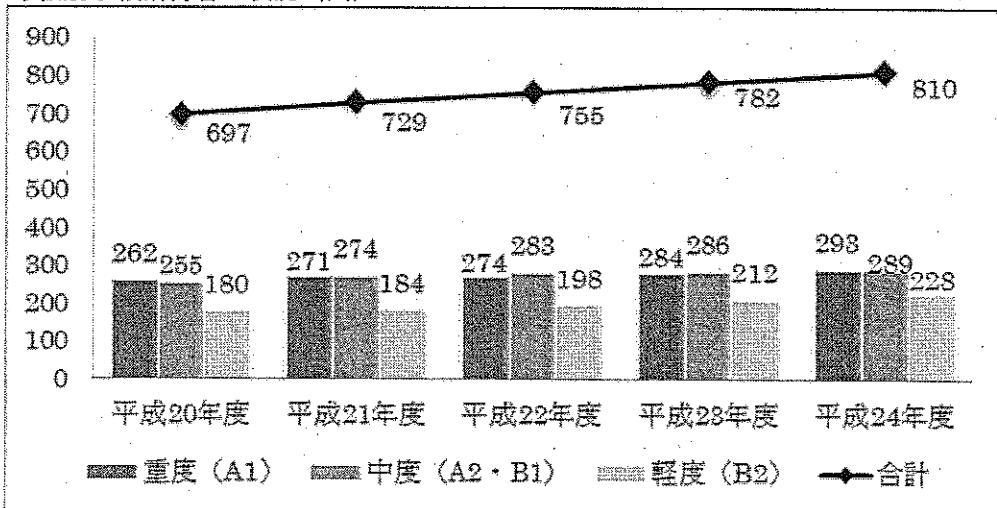


3 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳所持者数（障がい程度別）

平成 24 年度の療育手帳所持者数は 810 人で、平成 20 年度の 697 人に比べると、113 人 (16.2%) の増加となっています。また、程度別では、重度の A1 所持者が 31 人 (11.8%) の増加、中度の A2・B1 所持者が 34 人 (13.3%) の増加、軽度の B2 所持者が 48 人 (26.7%) の増加となっています。

等級別手帳所持者の状況（人）

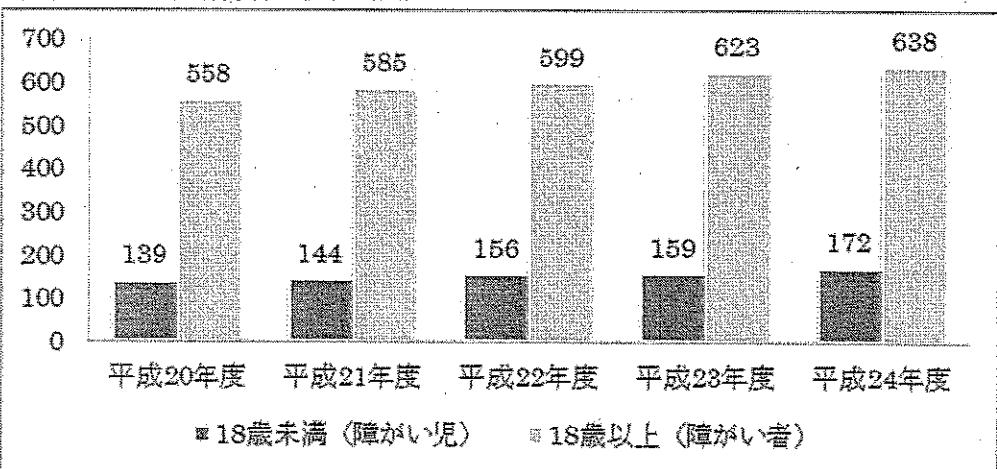


各年度 3 月 31 日現在 [資料：福祉課]

(2) 療育手帳所持者数（年齢区分別）

年齢区分別では、18 歳未満の障がい児は 21.2% と全体の 5 分の 1 を占めており、18 歳未満の身体障害者手帳所持者の 1.6% と比較すると、療育手帳所持者においては、障がい児の占める割合が高いことが伺えます。また、18 歳未満の障がい児の手帳所持者の推移では、平成 20 年度から平成 24 年度までの 4 年間で、23.7% の増と大きく増加しています。

年齢区分別手帳所持者の状況（人）



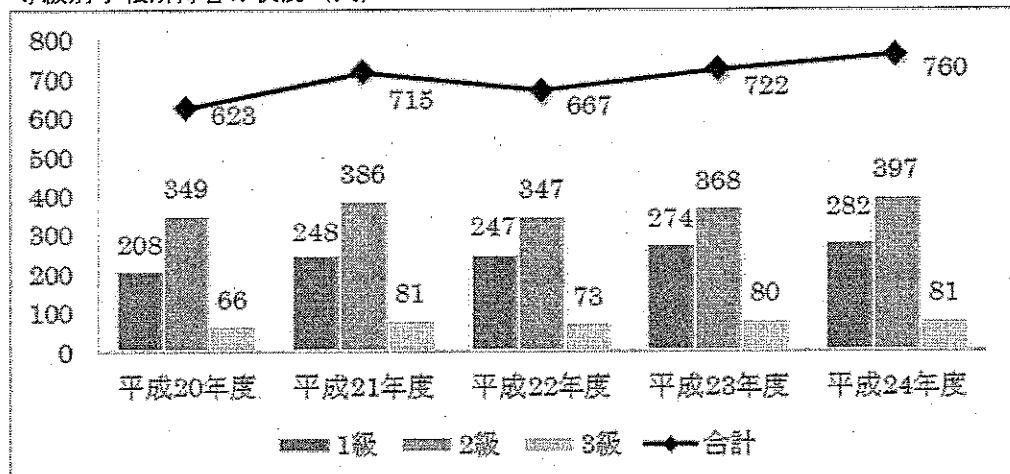
各年度 3 月 31 日現在 [資料：福祉課]

4 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい等級別）

平成 24 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、760 人となっており、平成 20 年度の 623 人に比べ、137 人 (22.0%) の増と大きく増加しています。等級別では、1 級所持者が 74 人 (35.6%)、2 級所持者が 48 人 (13.8%)、3 級所持者が 15 人 (22.7%) とそれぞれ増加しております。

等級別手帳所持者の状況（人）



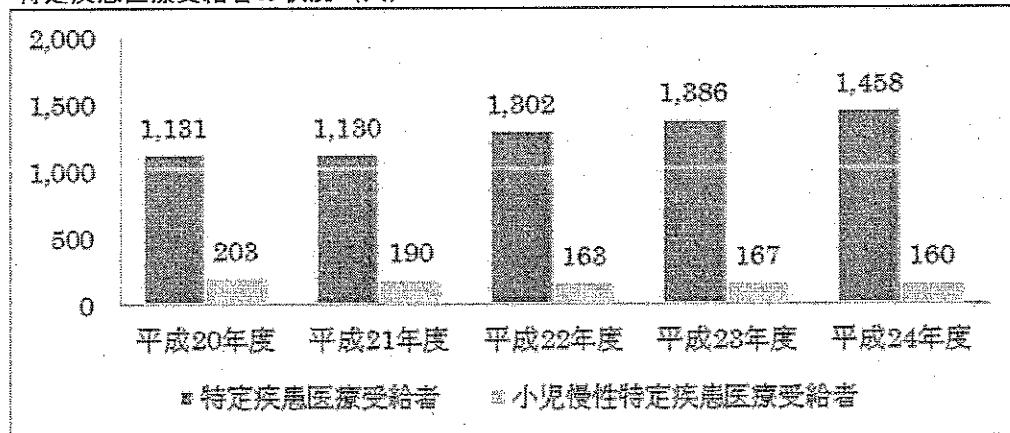
各年度 3 月 31 日現在 [資料：福祉課]

5 難病患者の状況

特定疾患医療受給者数

原因不明で治療法が確立していない疾病や、慢性的で様々な負担の大きい疾患を難病と呼び、その中で指定された疾患を特定疾患として、医療費が一部公費負担されています。佐久保健所管内の特定疾患医療受給者は、平成 24 年度で 1,458 人となっており、平成 20 年度の 1,131 人に比べ 327 人 (28.9%) の増加となっています。また、佐久保健所管内の*小児慢性特定疾患医療受給者は、平成 24 年度で 160 人、平成 20 年度の 203 人に比べ 43 人 (21.2%) 減少となっています。

特定疾患医療受給者の状況（人）

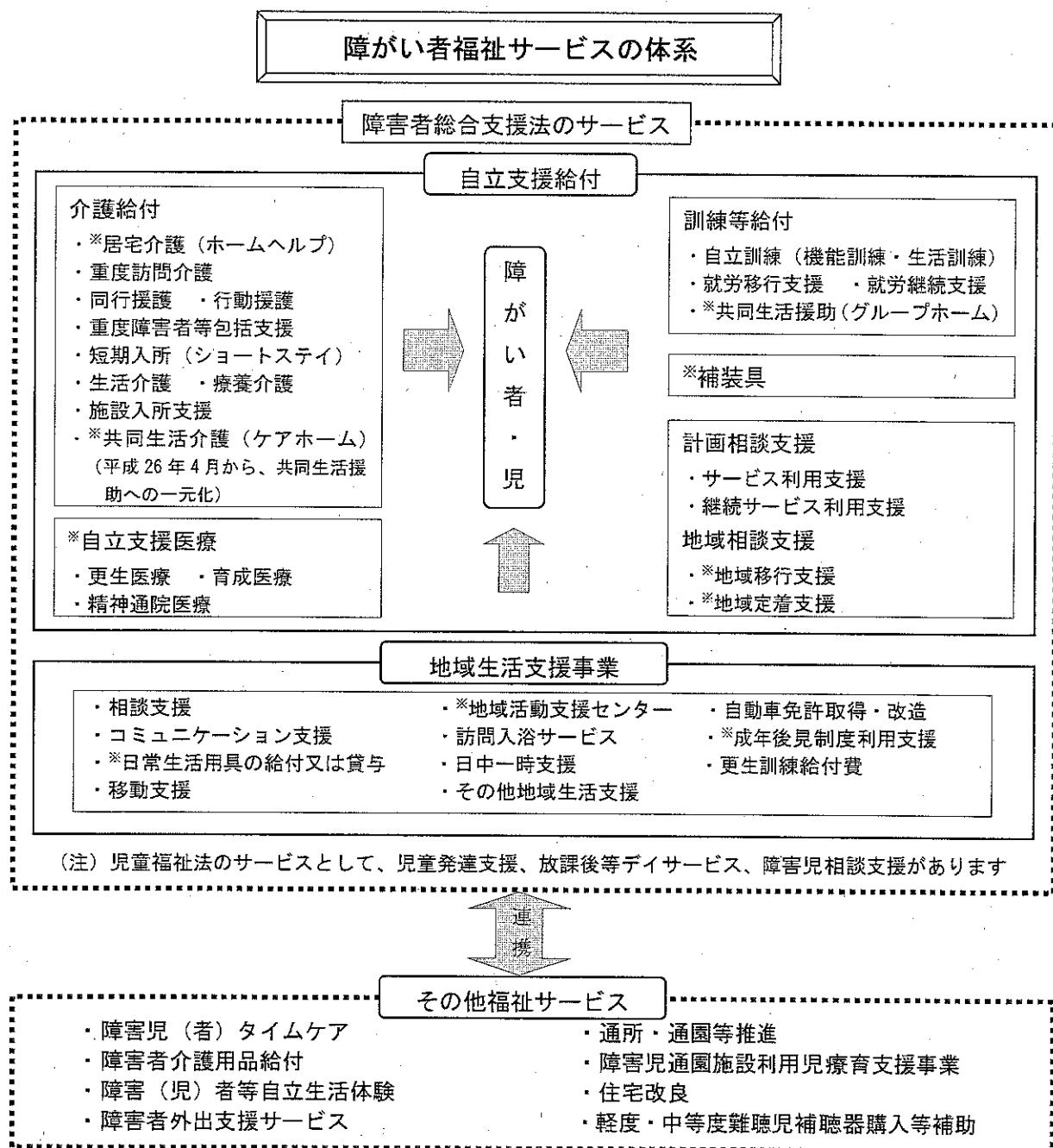


佐久保健所管内の統計値 各年度 3 月 31 日現在 [資料：佐久保健所]

第2章 障がい者などに係る福祉サービスの状況

第1節 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するもので、障害者総合支援法によるサービスの全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。



1 自立支援給付サービス

自立支援給付サービスは、介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等などを受けるための「訓練等給付」に区分される一方で、利用形態は「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」に区分され、日中活動と住まいの場を組み合わせてのサービスの選択が可能になっています。

(1) 介護給付

(各年度の実績は月単位)

区分	名 称	内 容	利用実績					
			平成 20 年度		平成 22 年度		平成 24 年度	
			利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
訪問系	居宅介護	自宅で行う入浴、排泄、食事等介助	103 人	1,198 時間	135 人	2,074 時間	171 人	2,950 時間
	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で行う入浴等の介助や外出時の移動の補助	0 人	0 時間	0 人	0 時間	1 人	2 時間
	同行援護	視覚障がいの方の移動の援護や移動に必要な情報提供の支援	一 人	一 時間	一 人	一 時間	7 人	32 時間
	行動援護	危険を回避するために必要な支援及び外出支援	42 人	658 時間	53 人	1,426 時間	76 人	1,904 時間
	重度障害者等 包括援護	介護の必要性が高い人に行う複数の包括的サービス	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
日中活動系	短期入所	短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄等介護	50 人	98 日	45 人	119 日	55 人	185 日
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で行う訓練等	0 人	0 日	3 人	89 日	11 人	33 日
	生活介護	常に介護を必要とする人に介護及び生産活動等機会の提供	69 人	57 日	107 人	1,717 日	277 人	5,176 日
居住系	施設入所支援	施設に入所する人に行う、夜間や休日、入浴等の介護	38 人	815 日	49 人	1,256 日	151 人	4,209 日
	共同生活介護	夜間や休日、共同生活の住居で行う、入浴等の介護	42 人	89 日	52 人	1,406 日	78 人	1,898 日

(2) 訓練等給付

(各年度の実績は月単位)

日 中 系	自立訓練（機能訓練）（生活訓練）	一定期間、身体機能又は生活能力向上のための必要な訓練	6人	66日	8人	70日	5人	63日
	就労移行支援	一般企業への就労希望者に、一定期間行う、就労に必要な訓練	4人	42日	4人	64日	36人	410日
	就労継続支援	一般企業に就労困難な人に、働く場と、就労等必要な訓練の提供	60人	371日	138人	1,685日	195人	2,483日
居住系	共同生活援助	夜間や休日、共同生活の住居で行う、相談や日常生活の援助	38人	919日	38人	1,020日	32人	784日

(3) 相談支援

(各年度の実績は月単位)

名称	内容	利用実績		
		平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	*サービス等利用計画の作成や支給決定されたサービス等の利用状況の検証	-人	-人	72人
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援	-人	-人	3人
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援の提供	-人	-人	0人

(4) 補装具費の支給

(各年度の実績は年単位)

名称	内容	利用実績					
		平成 20 年度		平成 22 年度		平成 24 年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
補装具の支給	補装具を必要とする身体障がい者等に行う購入費や修理費の給付	222人	247件	225人	251件	237人	264件

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、自立支援給付サービスを補完し、効率的・効果的なサービスの提供を行っています。

なお、利用の状況は、特に移動支援事業、日中一時支援事業の利用実績が増加しています。

(各年度の実績は年単位)

名 称	内 容	利用実績					
		平成 20 年度		平成 22 年度		平成 24 年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者への必要な相談援助	一人	一件	440 人	3,553 件	253 人	4,778 件
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能障害等のため意思疎通が困難ない人への支援	19 人	107 回	11 人	142 回	17 人	151 回
日常生活用具給付事業	重度の障がいのある人に対し、日常生活用具の給付又は貸与	221 人	1,512 件	291 人	1,753 件	274 人	1,980 件
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対する、外出のための支援	68 人	3,946 時間	85 人	5,399 時間	98 人	6,112 時間
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作活動等の提供や社会との交流促進の便宜を供与	147 人	7 箇所	80 人	4 箇所	47 人	2 箇所
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な人に、自宅を訪問しての入浴サービス	7 人	595 回	8 人	704 回	10 人	725 回
日中一時支援事業	日中活動の場を確保し、障がい者の家族等への就労や休息の機会を提供	44 人	7,731 時間	64 人	10,315 時間	69 人	11,416 時間

地域活動支援センターは、7事業所のうち5事業所が就労継続支援B型事業所に移行しました

第2節 その他福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスのほか、障がい者やその家族の皆さんを支援するためのサービスを行っています。

(各年度の実績は年単位)

名 称	内 容	利用実績					
		平成 20 年度		平成 22 年度		平成 24 年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
心身障害児(者) タイムケア事業	家庭で一時的に介護が できない場合の介護の 提供(年間 300 時間限 度)	139 人	12,977 時間	149 人	8,839 時間	157 人	11,156 時間
重度障害者介護 用品給付事業	低所得世帯の在宅の寝 たきりの障がい者を介 護している家族に、介 護用品の給付	2 人	—	3 人	—	3 人	—
障害者自立生活 体験事業	地域生活への移行に必 要な自活能力等の向上 を図るための宿泊体験	12 人	69 日	16 人	146 日	8 人	97 日
障害者外出支援 サービス事業	低所得世帯で公共交通 機関の利用が自分でで きない人への外出支援	9 人	173 回	8 人	150 回	13 人	144 回
重度障害者介護 給付費助成事業	障がい者がデイサービ スの提供を受けやすい よう施設に対する助成	1 人	103 日	1 人	105 日	1 人	101 日
通所通園補助事 業	施設入通所者の介護者 等が面会等で有料道路 を使用した場合の補助	1 人	—	6 人	—	11 人	—
身体障害者住宅 整備事業補助金	地域生活を支援するた め、住居のバリアフリ ー化などへの補助	4 人	4 件	3 人	3 件	0 人	0 件

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「障がい」は、特定の人だけがなるものではありません。現在障がいがなくても、疾病や事故など様々な要因により障がいを持つ場合があります。

また、「障がい」は、障がい者本人だけの課題ではなく、社会全体の課題と捉え、家族、地域社会、行政などが共に支え合っていく必要があります。

このような支えが地域社会全体に広がり、市民やボランティア、*NPOや事業者など民間と行政との協働が盛んになり、さらにきめ細やかな施策を展開することで、障がい者が住みやすいまちで自分らしく過ごすことができるよう、「みんなが生き生きと安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

佐久市障がい者プランの基本理念

みんなが生き生きと安心して

暮らせるまちづくり

(ふれあいと支え合い)

第2節 施策の体系

1 地域で支える仕組みづくり

障がい者を取り巻く環境が大きく変化し、多様化している中で、公的サービスだけでは、障がい者の自立と社会参加を支えていくことはできません。市内の様々な社会資源がつながり、それぞれの立場で積極的に行動していくことで、障がい者の自立と社会参加への手助けのネットワークが構築されていくことが望まれています。

手助けのネットワークと役割分担

市民、NPO、ボランティア

支え合いの活動主体として、声かけやあいさつ、見守りなどをはじめ地域活動に積極的に参加する

佐久市社会福祉協議会

市民や行政、団体との調整役として、また地域福祉活動の拠点として、障がい者福祉の推進役を担う

民生児童委員

住み慣れた地域で障がい者が安心して暮らすため、地域住民やNPO、ボランティアと連携した身近な相談活動・援助活動の推進役を担う

障害福祉サービス事業所

自立支援や質の確保、情報提供・公開、他のサービスとの連携のほか市民の障がい者福祉への参加支援、支え合い活動への参画などを担う

行政

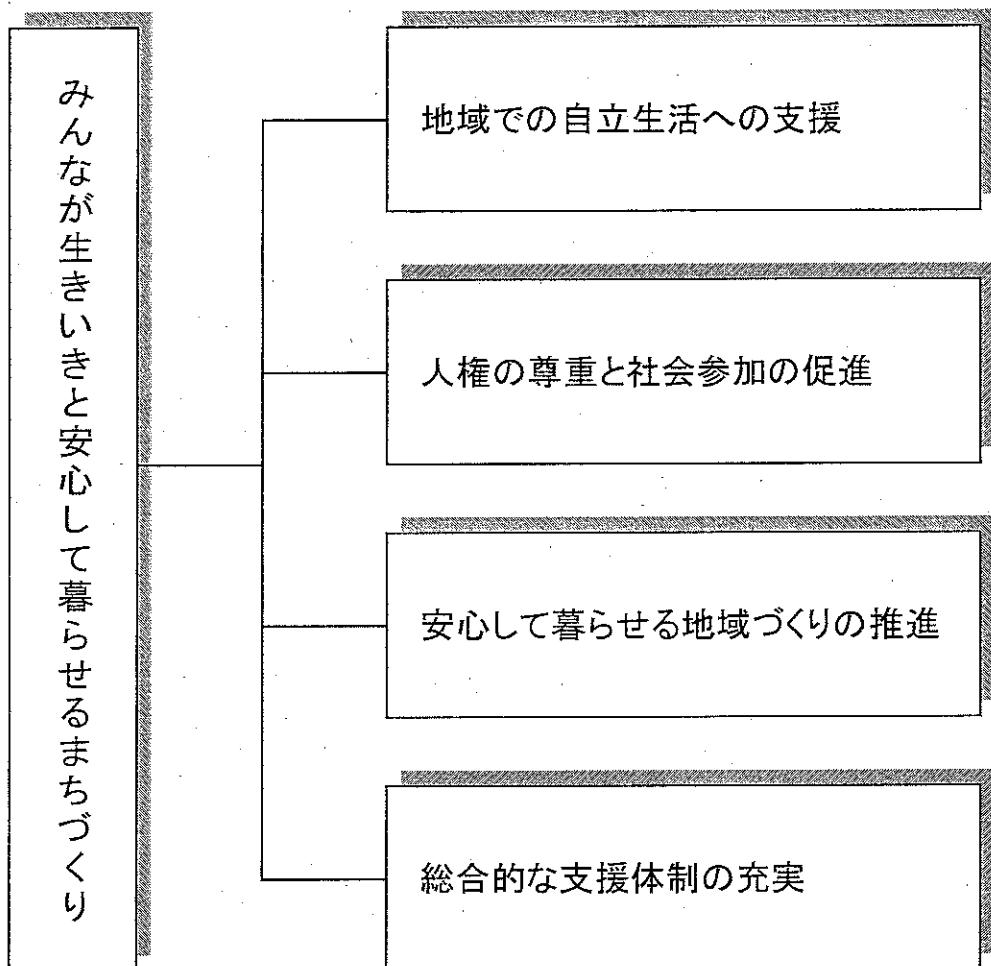
関係機関との総合調整を図り、情報整理・提供やボランティアの養成、ユニティ基盤整備など支え合い活動を支援する

佐久圏域障害者自立支援協議会

障がい者、指定相談支援事業者、サービス提供事業者の福祉・保健・医療関係者などで構成され、相談支援、権利擁護、就労支援、療育支援、地域生活支援などの地域における体制整備を担う

2 基本的施策

基本理念を踏まえ、次の4つの施策を推進します。



地域での自立生活への支援

障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、必要な保健福祉サービスの充実と、生活基盤の安定や、就労支援のための施策を推進します。

【主要施策】

- 地域生活移行を支援する、在宅福祉サービスの充実
- サービスの質の確保
- 生活基盤の安定
- 就労支援の充実強化

人権の尊重と社会参加の促進

障がい者が自らの権利を守り、一人の市民として尊重され、自分らしい生活を選択できるように、権利を擁護しその行使を支援します。そして、障がい者自らが生きがいをもって社会参加できる施策を充実します。

【主要施策】

- 権利擁護施策の充実
- コミュニケーションの充実
- スポーツ・レクリエーションの充実
- 文化活動、生涯学習の振興

安心して暮らせる地域づくりの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、*ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、地域住民の心のバリアの解消や災害時における住民支え合い活動などの地域福祉活動を推進します。

【主要施策】

- 人にやさしいまちづくりの推進
- 地域福祉活動の推進
- 防犯・防災対策の充実

総合的な支援体制の充実

障がい者が地域で暮らすには、日常生活を送るための環境を整備する必要があり、その支援は多分野に及ぶことから保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携を深め、障がい者の*ライフステージに応じて、きめ細かなサービスを行うための総合的な支援施策を推進します。

【主要施策】

- 相談支援体制の充実
- 障がい児の療育体制の充実
- 保健・医療サービスの充実
- 普及・啓発・広報の推進
- 福祉教育の推進

第3編 具体的施策の方向

第1章 地域での自立生活への支援

第1節 地域生活移行を支援する、在宅福祉サービスの充実

これまでの主な取組

- ・ 障がい者及びその家族の自立した生活を支援するため、関係者によるケース会議などを行い、ニーズに応じた福祉サービスの提供に努めています。
- ・ 自立生活体験事業や地域移行支援事業などにより、長期入院者や施設入所者の地域移行を進めています。
- ・ 障がい者の居住の場を確保するため、グループホームやケアホームの拡大について、事業所に働きかけています。

現状と課題

- 平成25年4月より障害者総合支援法が施行され、障がいの範囲に難病が追加されました。障がいの範囲の拡大や障がい者の多様なニーズに対応するため、障がい者が地域で暮らすための在宅福祉サービスの提供量を確保する必要があります。また、重度障害者が地域で暮らせるための福祉サービスの充実が求められています。
- 障がい者の地域での生活を支援するため、*地域生活支援事業を実施しています。特に、移動支援事業や日中一時支援事業などの利用者は増加し、ニーズも多いことから、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施する必要があります。
- 障がい者の地域生活への移行が進む中で、入所施設からの退所、長期入院者などの退院促進により、グループホームなどの居住の場の確保が必要となっています。また、退所・退院者が地域で安定した生活を送っていくよう、相談支援体制を強化する必要があります。
- 市内の日中活動を支援する事業所は、地域活動支援センターのほか、生活介護や就労支援を行う事業所などがありますが、障がい者の地域生活への移行が促進され、利用者が増加傾向にあります。障がい者の社会参加や生活の向上が図れるよう、さらに日中活動の場の拡充を図るとともに、障がいの特性に応じた支援を行う必要があります。

具体的施策の方向

1 在宅福祉サービスの充実

- (1) ホームヘルプをはじめとした在宅福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- (2) 重度障害者の地域生活を支援するため、重度訪問介護事業所やショートステイ事業所を周知するとともに、利用者のニーズに沿ったサービスを提供できるよう事業所に働きかけます。

2 地域生活支援事業などの利用の促進

- (1) 地域生活支援事業については、利用者のニーズを把握し、より利用しやすい事業の実施に努めます。
- (2) 障がい者とその家族への日常的な援助を充実するため、関係者によるケース会議などの相談支援を充実するとともに、各種事業を組み合わせた支援に努めます。

3 居住の場の確保

- (1) 障害者支援施設からの退所や長期入院者などの退院後の住まいの確保を図るため、空きのある公共施設の活用や事業所への働きかけを行い、引き続きグループホームなどの施設整備を促進します。
- (2) 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域定着支援事業などの相談支援事業の充実を図るとともに、地域と連携した支援を推進します。

4 日中活動の場の拡大

地域活動支援センターや就労継続支援事業所などにおいて、利用者のニーズを把握し、障がいの特性に応じた支援を行います。また、日中活動の場を確保するため、定員の拡大や新たな事業所の開設を働きかけます。

5 補装具、日常生活用具給付の充実

補装具や日常生活用具の給付事業の周知を図るとともに、*佐久広域連合障害者相談支援センター、医療機関などと連携し、障がい者のニーズに沿った給付に努めます。

6 障がい者を支える福祉人材の育成

サービス提供事業所が、それぞれの障がいの特性に応じたサービスを提供できるよう、県などの主催する研修を受講するよう指導を行います。

第2節 サービスの質の確保

これまでの主な取組

- ・ 障害福祉サービスの利用者について、サービス等利用計画を作成し、計画に基づいたサービスを提供しています。
- ・ 制度の改正時などは、広報などにより周知を図るとともに、佐久広域連合障害者相談支援センターやサービス提供事業所などの関係機関に情報提供をしています。

現状と課題

- 障害者総合支援法の施行により、サービス等利用計画を作成し、計画に基づいたサービスを提供しています。しかし、*相談支援専門員が不足しているため、計画の作成は対象者の一部に留まっています。また、これまでの障がい者福祉に係る法改正により、制度は複雑になり、多様化しています。サービス提供事業者や相談支援機関に正確な情報提供を行うとともに、*佐久圏域障害者自立支援協議会などの関係機関とのネットワークを強化し、サービスの質の確保を図る必要があります。

具体的施策の方向

1 安定かつ適切なサービスの提供

- (1) サービス等利用計画作成の拡充を図り、障がい者一人ひとりの支援方針に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めます。
- (2) 障害福祉サービスの内容や利用の仕組みについては、障がい者をはじめ、佐久広域連合障害者相談支援センター、サービス提供事業所などの関係機関への正確な情報提供を行うとともに、広報や*福祉のしおりを活用して市民への周知を図ります。
- (3) 定期的に開催されている佐久圏域障害者自立支援協議会の専門部会などにおいて、市町村、サービス提供事業所間のネットワークを強化し、それぞれの関係機関の機能や役割の調整、情報共有などを行います。
- (4) サービスの質の確保を図るため、サービスを提供するに当たっての基準などについて、サービス提供事業所を対象とした連絡会などを開催します。

2 個別支援計画、第三者評価の推進

- (1) サービス等利用計画の方針を踏まえた個別支援計画の作成ができるよう、サービス提供事業所への指導に努めます。
- (2) 福祉サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業所の自己評価の取組や*第三者評価機関の活用の促進に努めます。

第3節 生活基盤の安定

これまでの主な取組

- 各種手当、医療費の助成、年金の給付などの障がい者の経済基盤の安定を図るために制度について、広報やホームページに掲載するとともに、市役所や各支所窓口で各種制度の案内を行い、周知を図っています。
- 公営住宅に障がい者が入居しやすいように、収入基準や同居親族要件の緩和を行っています。

現状と課題

- 障がい者の生活基盤の安定のため、年金や手当などの給付制度、医療負担などの軽減制度、公営住宅の入居資格の緩和制度など、経済的な負担の軽減に係る制度を広く周知する必要があります。

具体的施策の方向

1 各種制度の利用促進

*特別障害者手当・*障害児福祉手当などの支給、*福祉医療・自立支援医療制度による助成や負担軽減措置、心身障害者扶養共済年金の給付、生活福祉資金の貸付制度などについて、関係機関と連携し、制度の周知を行います。

2 公営住宅への入居支援

障がい者の公営住宅の入居資格について、関係機関と連携を図り、収入基準や同居親族要件の緩和制度の周知を行います。

第4節 就労支援の充実強化

これまでの主な取組

- ・ 佐久広域連合障害者相談支援センターや*佐久圏域障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援のための相談を行っています。
- ・ 中込共同作業センターにおいて、長野県が実施する職業訓練を受託し、*一般就労に必要なパソコン技術とビジネスマナーの習得を目指した講座を開催しました。
- ・ *福祉的就労の場については、地域活動支援センターから*就労継続支援B型事業所への移行が進み、自立支援給付費の支給により運営基盤の強化が図られました。
- ・ 障がい者の就労を支援するため、*障害者就労施設等に公園の清掃、クッキーや雑貨などを発注しています。

現状と課題

- 障がい者が自立した生活を送り社会参加していくために「働く」ということは、日々の生活の中でも大変重要な意義を持っています。
佐久圏域障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所、*指定相談支援事業所、ハローワークなどとの連携を強化し、雇用前の一般就労に向けた支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者の雇用については、「*障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、障がい者の*法定雇用率が定められていますが、長野県内の民間企業の雇用率は、平成24年6月1日現在の状況で1.83%です。
平成25年4月からの法定雇用率の1.8%から2.0%への引き上げにより、障がい者の一般就労は増加していますが、今後も、企業や職場の「障がい者の就労」に対する理解の普及・啓発に努めるとともに、障がい者への合理的な配慮に基づいた働く場の確保が必要となっています。
- 福祉的就労の場は、一般就労に向けての作業訓練や、一般就労が困難な障がい者の働く機会を提供する場であるとともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援など、障がい者の社会参加を支援するための施設として、様々な機能を果たしています。
さらに、福祉的就労のサービスを利用する障がい者の障がいの程度や能力はそれぞれに異なりますが、一般就労への移行や工賃水準の向上が、利用者の自立と社会参加につながります。今後は、入所・退所者の地域生活移行への進行、養護学校卒業生の福祉的就労希望者の増加が見られることから、福祉的就労の需要は多くなるものと予想されます。
- 障害者就労施設等からの優先的な物品などの調達を推進するため、平成25年4月

より*障害者優先調達推進法が施行されています。本市においても、障害者就労施設等への発注の拡大を図るとともに、障害者就労施設等の物品等の供給体制を強化する必要があります。

具体的施策の方向

1 就労促進に向けた相談支援体制の充実

- (1) 佐久圏域障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所、指定相談支援事業所などとの連携を強化し、障がい者一人ひとりに応じた就労支援事業を実施するとともに、能力や適性を判断するための相談支援体制の強化を図ります。
- (2) 障害者就業支援ワーカーや*ジョブコーチと連携し、就業や職場定着などを支援するための支援体制を強化します。

2 一般就労の促進

- (1) 企業への障がい者雇用促進と理解を深めるための啓発を行うとともに、県、佐久圏域障害者就業・生活支援センターなどと連携し、*障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の企業への周知や就業困難者の一般就労への支援を推進します。
- (2) 一般就労に必要なパソコン技術を習得できるよう、中込共同作業センターなどで行うパソコン教室の周知を図るとともに、事業の充実に努めます。
- (3) 国などにおける*職業リハビリテーションに関して、佐久広域連合障害者相談支援センターや指定相談支援事業所などに情報提供を行い、関係機関、医療機関などと連携し、障がい者自身がそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、支援します。

3 福祉的就労の促進

- (1) 働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援するため、福祉的就労の場において、障がい者の課題やニーズを把握し、障がいの特性に応じて支援するとともに、福祉的就労の場の確保を図ります。
- (2) 障がい者の経済的な自立や工賃アップにつながるよう、障害者就労施設等から優先的な物品などの調達に努めるとともに、出店先を確保するなど販路拡大を支援します。また、受注量の拡大を図るため、障害者就労施設等が共同して受注できるよう協力体制を検討するとともに、発注者のニーズに応じた新製品の開発やサービスの提供などができるよう支援し、福祉的就労の質の向上を図ります。

【第1章地域での自立生活の支援 数値目標】

目標項目	現状 (平成24年度)	中間年度 (平成28年度)	目標 (平成30年度)
日常生活用具給付件数	1,978 件	2,591 件	2,966 件
福祉的就労の場の拡大(定員数)	320 人	350 人	370 人
就労継続支援B型事業所の 月額作業工賃	13,962 円	16,318 円	17,500 円以上

(注) 福祉的就労の場の拡大の対象施設は、地域活動支援センター、生活介護事業所、
*就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所です。

第2章 人権の尊重と社会参加の促進

第1節 権利擁護施策の充実

これまでの主な取組

- ・ 障がい者の虐待防止を図るため、*障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しました。
- ・ 市役所及び各支所に人権擁護の通報相談窓口を設置し、障がい者の権利を擁護するための体制を整備しました。
- ・ 障がい者への誤解や偏見、差別を解消するため、人権同和教育講座、巡回指導事業、P T A研修会などを開催しています。

現状と課題

- 差別や虐待などの権利侵害から障がい者を守るために、虐待や差別が発生してからの対応はもちろんのこと、未然に防止することが重要であり、障がい者に対する虐待、差別の防止などの普及・啓発を図る必要があります。また、虐待や差別の早期発見・早期対応が求められており、通報相談窓口の周知や関係機関などとのネットワークの強化を図り、関係者の虐待、差別問題に対する意識を高める必要があります。
- 知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分となった障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、成年後見制度や*日常生活自立支援事業のニーズが高まっています。しかし、成年後見人の不足や法律的な困難なケースが増加しているため、成年後見人の担い手の養成や確保を図っていく必要があります。

具体的施策の方向

1 権利擁護の推進

- (1) 佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、障がい者に対する虐待、差別の防止などの普及・啓発を図るためのイベントや研修を開催し、虐待や差別などの未然の防止などに努め、虐待の防止や障がいを理由とした差別の解消に取り組みます。
- (2) 佐久市社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業の充実を図るとともに、日常生活自立支援事業の利用者について、*佐久広域連合成年後見支援センターと連携し、必要に応じて、成年後見制度への移行を促進します。
- (3) 福祉サービスに関する苦情等受付機関である、*福祉サービス運営適正化委員会

の周知を図り、福祉サービスが適正に行われるよう支援します。

- (4) 佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、市役所及び各支所における人権擁護の通報相談窓口の周知を図り、障がい者に対する虐待や差別の早期発見、防止に取り組みます。また、関係機関とのネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図ります。

2 権利行使の支援

- (1) 佐久広域連合成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の周知と利用促進を行います。また、*市民後見人の養成とともに、困難ケースなどにおける後見人として、*法人後見の受任体制の整備を促進します。
- (2) 佐久広域連合成年後見支援センターと連携し、専門職ケース検討会議の活用のほか、*リーガルサポートなど民間団体との連携や、*法テラスの*民事法律扶助の周知を行い、法律的な困難なケースなどへ総合的な支援を行います。
- (3) 選挙管理委員会と連携し、障がい者に配慮した投票所の環境整備を継続して行います。

第2節 コミュニケーションの充実

これまでの主な取組

- ・ 佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を開催しています。なお、要約筆記奉仕員養成講座修了者のうち、11名の要約筆記奉仕員が佐久市コミュニケーション支援事業で活動しています。
- ・ 福祉課窓口に手話通訳士を配置し、聴覚障がい者のコミュニケーション支援や通訳者の派遣調整を行っています。
- ・ 市の広報を朗読編集した「声の広報作成事業」や、公共施設への活字文書読み上げ装置、点字プリンターの配置などを行っています。
- ・ 佐久市障害者自立生活支援センターや中込共同作業センターでパソコン教室を開催しています。

現状と課題

- 障がい者のコミュニケーションを支援するため、聴覚障がい者については、手話通訳者や要約筆記者の派遣、サークル活動への支援などを行い、視覚障がい者については、「声の広報作成事業」や公共施設への活字文書読み上げ装置の配置などを行っています。障がい者の社会参加が進む中で、コミュニケーションを支援する人材が不足しており、伝える内容も複雑化、多様化しているため、人材の養成が必要となっています。
- コミュニケーション支援事業の利用件数は増加していますが、利用者が固定化しています。より多くの障がい者の社会参加につながるよう、コミュニケーション支援事業の周知を図る必要があります。
- 情報化社会が進む中で、障がい者が様々な情報を入手できるように支援するため、ホームページのバリアフリー化、朗読による情報を伝えることができる事業の充実、コミュニケーションを支援する情報機器の利用促進を図る必要があります。

具体的施策の方向

1 コミュニケーションを支援する人材の養成と活動支援

- (1) 佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員などのコミュニケーションを支援する人材について、講座などを開催し、人材の養成を図ります。また、佐久市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、朗読ボランティアの活動を支援します。

(2) 手話通訳や要約筆記サークル活動に対し、引き続き、会場の提供や機材の貸出などの支援を行い、コミュニケーション技術の向上を促進します。

2 コミュニケーションの確保

- (1) コミュニケーション支援事業について、広報や関係機関と連携して、周知を図るとともに、多様化するニーズに対応するため、コミュニケーション支援事業の派遣対象者や派遣範囲について見直しを検討します。
- (2) 情報の公平化を図るため、市のホームページについて、音声システムの導入、色使いなど*ウェブアクセシビリティに配慮し、バリアフリー化を図ります。
- (3) 佐久市社会福祉協議会と連携し、「声の広報作成事業」などの情報を伝えることができる事業の充実と利用の促進を図ります。

3 情報機器の利用促進

- (1) 視覚障がい者のニーズを把握し、図書館への「点字図書」の拡充、活字文書を読み取る「活字文書読み上げ装置」の公共施設への配置を推進します。また、福祉のしおりをはじめ、視覚障がい者へのお知らせなど、活字文書を読み取る「*SPコード」がある印刷物の普及を図ります。
- (2) 視覚障がい者などがIT機器を活用して情報を公平に得られるよう、中込共同作業センターや佐久市障害者自立生活支援センターのパソコン教室の充実を図ります。
- (3) 情報機器の利用促進を図るため、日常生活用具給付等事業の周知を図り、障がいの特性に応じた情報機器の給付を行います。

第3節 スポーツ・レクリエーションの充実

これまでの主な取組

- ・ 佐久地区障害者スポーツ大会の運営協力をはじめ、長野県障害者スポーツ大会への参加などのスポーツ・レクリエーション活動に対する支援を行っています。
- ・ 障がい者の体育施設の利用を促進するため、障がい者用トイレの設置や施設のバリアフリー化を改築時に併せ進めるとともに、利用料の免除措置を行っています。

現状と課題

- 生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに取り組むことは、日常生活において生きがいをもち、健康で生活するために、大変重要なものです。今後も、障がい者のスポーツ大会の運営協力や体育施設のバリアフリー化などを図る必要があります。
- より多くの障がい者がスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、障がいの特性に応じたスポーツの振興が欠かせないことから、ボランティアやスポーツ指導員の養成、確保が求められています。

具体的施策の方向

1 各種スポーツ大会の支援と社会参加の促進

- (1) *サンスポート佐久などの関係機関と連携し、障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツ教室を周知するとともに、より多くの障がい者が参加できるように支援します。
- (2) 障がい者団体と連携し、スポーツ・レクリエーションを通じて、障がい者の社会参加を促進します。
- (3) 障がい者の体育施設の利用を促進するため、使用料の免除を継続するとともに、施設の改築時に併せ、バリアフリー化を推進します。

2 指導員の養成とボランティアの参加促進

- (1) 障がいの特性に応じたスポーツの普及が図れるよう、長野県障害者スポーツ指導員養成研修会の受講を促進し、障害者スポーツ指導員の確保に努めます。
- (2) サンスポート佐久、ボランティアセンターなどと連携し、イベント、講習会などでボランティアの参加を求めるとともに、適切な介助が行えるようボランティアの養成を図ります。

第4節 文化活動・生涯学習の振興

これまでの主な取組

- ・ 佐久市生涯学習市民のつどいにおいて、障害者福祉展を同時開催しています。
- ・ 文化施設などの入場料減免について、身体障がい者、知的障がい者のほか平成22年度より精神障がい者についても減免を行っています。
- ・ 障がい者が自立した生活に必要な知識を習得するため、佐久市障害者自立生活支援センターでパソコン教室、料理教室、生活支援講座などを開催しています。

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、地域において、文化活動や生涯学習活動に参加し、楽しむことができるよう、ボランティアの参加促進、バリアフリー化された施設での実施や活動の場の確保など、必要な環境整備を推進する必要があります。
- 佐久市生涯学習市民のつどいや同時開催する障害者福祉展、佐久ふれあい広場などに参加する障がい者が固定化傾向にあります。障がい者のニーズに応じた取組を推進し、障がい者の参加意欲を高める必要があります。また、多くの市民が参加し、障がい者との交流を通じ、障がい者への理解を深めていく必要があります。
- 市が主催する文化芸術活動、生涯学習活動の情報については、広報やホームページにより、周知を図っています。さらに多くの障がい者が参加できるよう、佐久市障害者自立生活支援センター、障がい者団体などと連携し、周知を図っていく必要があります。

具体的施策の方向

1 文化芸術活動の振興

- (1) 地域の行事や公民館活動において、スロープや多目的トイレが整備されている施設での実施に努めるとともに、地域や公民館と連携し、障がい者も健常者も参加しやすい行事開催を推進します。
- (2) 佐久市生涯学習市民のつどいや、同時に開催する障害者福祉展、佐久ふれあい広場などの開催にあたり、障がい者が安心して参加できるよう、ボランティアの参加促進を図ります。また、障がい者や福祉施設が参加し、市民との交流が図れるよう、障がい者団体や関係団体と協力し、事業の充実に努めます。
- (3) 障がい者の文化施設利用を促進するため、ホームページにより入場料減免を行っている施設の周知を図ります。

2 生涯学習の振興

- (1) 佐久市障害者自立生活支援センター、障がい者団体などと連携し、生涯学習の情報提供を行い、障がい者の生涯学習への参加を促進します。
- (2) 市民が集まるイベントなどで障がいをテーマとした講演、研修会などを行い、市民の障がいに対する理解を深めます。
- (3) 佐久市自立生活支援センターにおいて、障がい者が自立生活に必要な知識を習得するための講座・教室などの内容や開催場所を検討し、障がい者が参加しやすい環境づくりを行います。

【第2章人権の尊重と社会参加の促進 数値目標】

目標項目	現状 (平成24年度)	中間年度 (平成28年度)	目標 (平成30年度)
佐久市登録手話通訳者 ・要約筆記奉仕員数	25人	42人	45人
手話通訳等派遣回数	151回	190回	210回

第3章 安心して暮らせる地域づくりの推進

第1節 人にやさしいまちづくりの推進

これまでの主な取組

- ・ 都市施設の整備に当たっては、誰もが自立して、安心して、快適に暮らせるまちづくりを実現するというユニバーサルデザインの概念に基づき、設計段階から分かりやすい案内標識、段差解消などを考慮した施設整備を図っています。
- ・ 公営住宅では建て替えに合わせ、バリアフリー化を行っています。また、既存公共建築物改修では、スロープの設置、障がい者・高齢者専用の駐車場設置などを行っています。
- ・ 市役所本庁舎の各トイレに洋式トイレを設置しました。
- ・ 誰もが安全、快適に通行できる歩行空間を確保するため、放置自転車などの撤去、除雪や音声誘導設備設置の働きかけ、歩道の拡幅、段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックの設置などを行っています。
- ・ 障がい者の移動手段の確保を図るため、障がい者の通院を支援する外出支援サービス、社会参加を促進するための移動支援事業、事業者が行う※福祉有償運送サービスにより、利用内容に応じて、移動手段への支援を行っています。

現状と課題

- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、建築物、住宅、道路、交通などにおける物理的な障害の除去を図るなど、全ての人にやさしいまちづくりを行うことが重要です。本市では、※佐久市都市計画マスターplanのユニバーサルデザインの都市づくり方針に基づき、バリアフリー化を推進していますが、市民のバリアフリーやユニバーサルデザインへの理解と協力が不可欠です。
- 道路、街路、公園、建築物などの公共施設では、※高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「バリアフリー化基準」などを考慮した施設整備が行われています。しかし、実際は、障がい者が不便を感じている場合もあることから、必要に応じて、障がい者の意見を聞きながら、施設整備などを行っていく必要があります。
- 障がい者の社会参加を促進し、行動範囲の拡大を図るためにも、障がい者の移動手段の確保が求められています。今後は、障がい者を対象とした移動支援事業や福祉有償運送サービスなどの充実や自動車運転免許取得・自動車改造費用の助成制度の利用促進を図っていく必要があります。

具体的施策の方向

1 福祉のまちづくりの総合的推進

- (1) 佐久市都市計画マスターPLANに基づくユニバーサルデザインのまちづくりについて、市民に対して普及・啓発を図り、全ての人が安全で快適に移動できるバリアフリー構造の空間ネットワークの確立と、建築物などのバリアフリー化を推進します。
- (2) 障がい者が安心して社会参加できるよう、公共施設のパンフレットなどにバリアフリーの情報を掲載します。

2 公共施設などの整備

- (1) 公共施設の新設や改修について、必要に応じて、障がい者の意見を聞きながら、誰もが使いやすい施設となるよう、施設整備を推進します。
- (2) 都市公園では、市で定めた基準に基づき、公園施設の改修に併せ、トイレ、園路などのバリアフリー化を推進します。
- (3) 歩行や車いすなどによる活動範囲を広げるために、街路の既存スペースを活用し、交流スペースの設置を行うなど、誰もが安心して活動できる街路整備を推進します。

3 住宅の整備

- (1) 公営住宅の改修に併せ、居室の段差解消やトイレなどの手すりの設置を進め、バリアフリー化を推進します。
- (2) 住み慣れた地域での在宅生活を可能とするため、関係機関、医療機関などと連携し、日常生活用具給付等事業と併せ、住宅改修助成事業の利用を促進します。

4 交通安全対策の推進

- (1) 車いすですれ違いのできる幅広い歩道の整備や段差切り下げ、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設などバリアフリー化を推進し、誰もが安全で、快適に利用しやすい道路環境の整備を推進します。
- (2) 関係部署や交通機関事業者と連携し、放置自転車などの撤去や除雪を行うことにより、歩道を確保し、市民の安全性と利便性を維持します。
- (3) *音響式信号機や音声による誘導装置の設置について、視覚障がい者などの要望を把握し、引き続き関係機関と協議し交通の安全が確保できるように努めます。
- (4) 駐車場を保有する施設設置者に対しては、障がい者用駐車場の設置の指導や協力を働きかけ、市民に対しては、障がいへの理解とマナー向上のための普及・啓発を図ります。
- (5) 地域における福祉活動の場を利用し、障がい者に沿った交通安全教育を推進します。また、佐久市交通安全対策協議会、関係部署などが連携し、交通安全に対する

周知を徹底し、交通安全意識の啓発に努めます。

5 移動手段の確保

- (1) 地域公共交通の佐久市バス・デマンドタクシーについて、障がい者手帳所持者の運賃半額制度を継続して実施します。また、市内巡回バスの低床型車両について、広報などにより周知し、利用促進を図ります。
- (2) 地域生活支援事業の移動支援事業の周知を図り、障がい者の社会参加を促進します。
- (3) 福祉有償運送事業に対するニーズが増加しているため、事業者に理解と協力を求め、福祉有償運送事業の拡大と充実を図ります。
- (4) 広報などにより身体障がい者の自動車運転免許取得・改造費の助成制度の周知を図り、より利用しやすい制度となるよう助成制度の見直しを検討します。
- (5) 県と連携して、身体障害者盲導犬給付事業の周知を図るとともに、*身体障害者補助犬に対する市民の理解を深めるよう広報などにより普及・啓発を行います。

第2節 地域福祉活動の推進

これまでの主な取組

- ・ ボランティアセンターへの運営費の助成を行い、ボランティアが活動しやすい環境づくりを支援しています。
- ・ *佐久市市民活動サポートセンターを設置し、福祉団体を含めた市民活動を支援しています。
- ・ *民生児童委員を対象に、成年後見制度の研修会を行いました。
- ・ 佐久市社会福祉協議会と連携し、「佐久ふれあい広場」を開催しています。

現状と課題

- 障がい者など支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるためには、市民が自主的・主体的にまちづくりに参加し、ボランティア活動や市民活動が活発化していくことが重要です。
- 平成24年度の市民アンケート調査によると、地域活動やボランティア活動の経験の有無については、70.4%の人が「現在もしくは過去に経験がある」とし、平成19年度の前回調査との比較で約10ポイント増え、活動参加者が増加しています。また、同アンケート調査によると、住みよいまちづくりを進めるために地域住民がどういう活動に力をいれればよいかについては、56.3%の人が「一人暮らしの高齢者や障がいのある方への支援」を必要と考えています。今後は、さらに支援を必要とする障がい者とボランティアを結びつけるための取組を強化する必要があります。
- 障がい者と地域住民との交流の場を設け、障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者と地域住民がお互いに支え合う相互支援によるまちづくりが求められています。

具体的施策の方向

1 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティアセンターの運営費の助成を行うとともに、ボランティアセンターの周知を図り、障がい者とボランティアの橋渡し役となるボランティアコーディネーターと連携し、福祉ニーズの早期発見と早期対応に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。
- (2) 佐久市社会福祉協議会と連携し、地域の実情や福祉ニーズに応じた講座や研修会を開催し、ボランティア活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティ

アの養成に努めます。

- (3) 佐久市社会福祉協議会と連携し、ボランティア登録制度を広報やホームページなどで広く周知し、ボランティアへの参加促進を図ります。

2 地域を支える福祉活動の充実

- (1) 身近な地域の相談相手となる民生児童委員、*保健補導員、*食生活改善推進委員などの研修を充実し、障がいに対する理解を深め、地域福祉活動の活性化を図ります。
- (2) 市民活動サポートセンターと連携し、市民活動の支援を行い、市民活動の活性化を図ります。

3 地域住民の相互支援

- (1) 障がい者への理解を深めるための各種行事について、より身近なものとして参加できるよう検討し、学校や地域での*ノーマライゼーションの浸透に努めます。
- (2) より多くの障がい者と地域住民とのふれあいが相互支援に結びつくよう、佐久市社会福祉協議会、福祉施設、民間団体、市民と市が連携し、佐久ふれあい広場などの事業の充実を図ります。

第3節 防犯・防災対策の充実

これまでの主な取組

- ・ 佐久市防犯協会や警察などの関係機関、地域住民と連携し、防犯思想の高揚、犯罪情報の提供、防犯パトロールなど自主防犯活動を実施しています。
- ・ *自主防災組織を中心に区長会、民生児童委員協議会、佐久市社会福祉協議会の支援協力を得て、*災害時住民支え合いマップの作成を推進しています。
- ・ 災害時の避難所について、要援護者の状況把握を行い、必要な生活必需品、福祉サービスの提供や障がいに配慮した情報提供を行うことなどを佐久市地域防災計画に定めました。
- ・ 佐久市総合防災訓練や各地区の防災講演会などを通じて、防災意識の高揚を図っています。

現状と課題

- 高齢者世帯の増加や地域コミュニティの脆弱化などに伴い、障がい者や高齢者などの社会的弱者が犯罪による被害を受けやすくなっています。このため、関係機関や地域ぐるみの防犯活動を進め、障がい者が安心して暮らせるような防犯体制の一層の充実を図る必要があります。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、的確、迅速な避難行動をとることが困難な障がい者や高齢者など多くの災害時要援護者が被害を受けました。この東日本大震災の教訓を踏まえて、災害が発生した際に円滑に安心して避難できるよう、関係機関や地域と連携し、災害発生前から地域ぐるみの災害時要援護者への支援・協力体制の確立に努めることが重要です。
- 災害発生時に、住民の自主的な防災活動の役割は、出火防止や初期消火、*災害時要援護者の避難において非常に重要です。自主防災組織の組織率と住民支え合いマップの作成率は高まっていますが、今後は、災害時に機能するよう、支え合いマップなどの活用や住民の災害時における役割を認識した防災訓練などを実施する必要があります。

具体的施策の方向

1 防犯対策の充実

- (1) 警察、障がい者団体、福祉施設、地域住民との連携により、犯罪被害の未然防止と早期発見に努めます。
- (2) 情報が得にくい障がい者に対しては、民生児童委員をはじめ地域住民の相互支援などを活用し、防犯情報の提供に努めます。

2 防災対策の充実

- (1) 災害発生時に地域住民が協力し、避難、援助などが行えるよう、自主防災組織の育成を強化するとともに、防災訓練などを通して、地域防災における住民相互の支え合いの意識の高揚に努めます。
- (2) 区長会、民生児童委員協議会、佐久市社会福祉協議会などと連携し、市内全域で災害時住民支え合いマップを作成できるよう推進します。また、各地区において住民支え合いマップを活用し、個人情報に配慮しながら、民生児童委員との協力により地域での要援護者の把握や日常の見守り、安否確認などの活動を支援し、平常時からの情報確保に努めます。
- (3) 災害時に支援を必要とする災害時要援護者のリストを作成します。
- (4) 障がい者の避難先を確保するため、関係機関と連携し、*福祉避難所の運営などの整備計画の策定を推進し、障がいの特性に応じた支援対策の充実を図ります。
- (5) 福祉施設における防災訓練の実施を推進するとともに、総合防災訓練や自主防災組織における防災訓練への障がい者の参加促進に努めます。

【第3章安心して暮らせる地域づくりの推進 数値目標】

目標項目	現状 (平成24年度)	中間年度 (平成28年度)	目標 (平成30年度)
移動支援利用実人数	98人	140人	167人
災害時住民支え合いマップ作成	208行政区	230行政区	240行政区

第4章 総合的な支援体制の充実

第1節 相談支援体制の充実

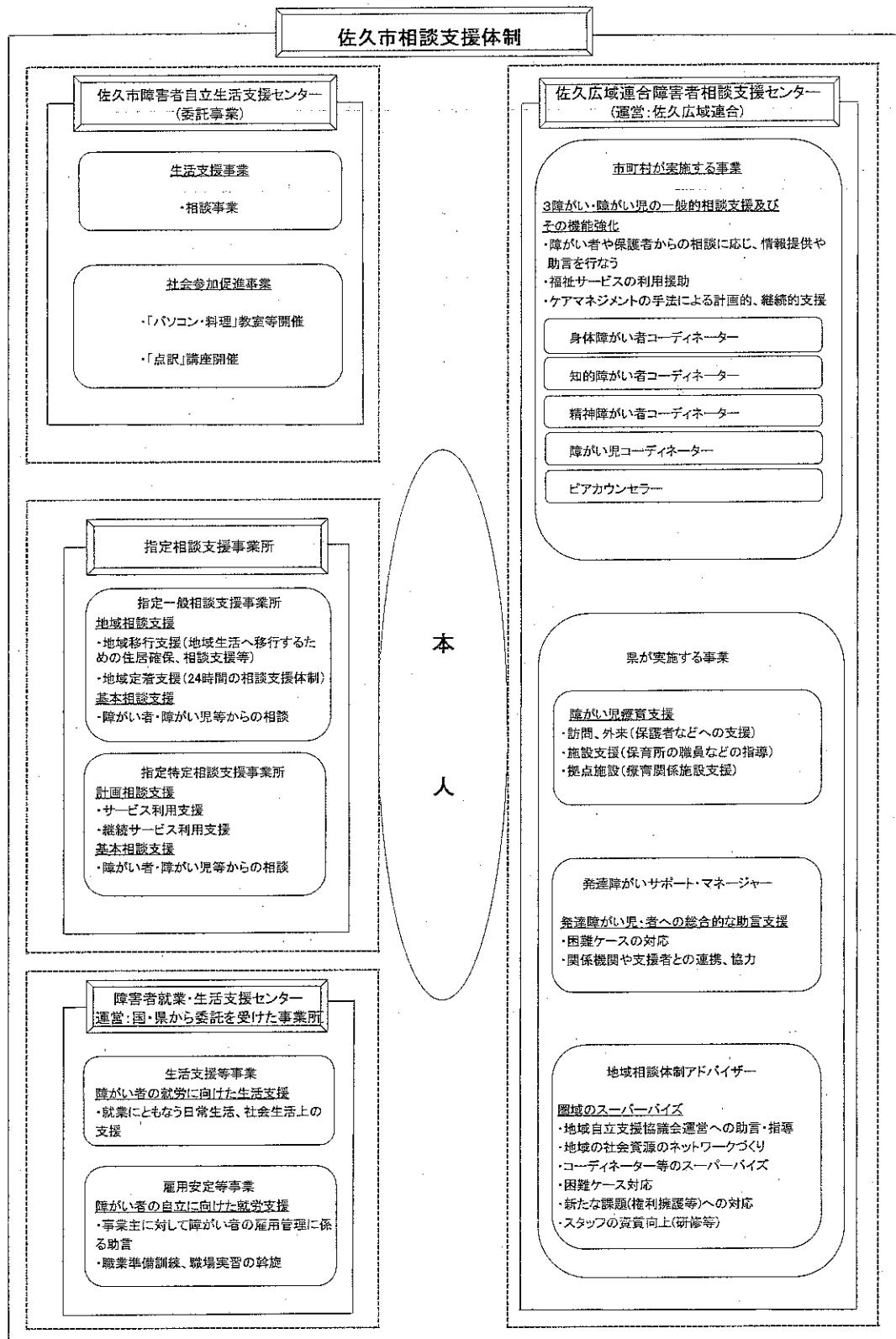
これまでの主な取組

- ・ 指定相談支援事業所として11事業所を指定し、相談支援事業を行っています。
- ・ 中込共同作業センターにおいて、*ピアカウンセリングを行っています。
- ・ 佐久圏域障害者自立支援協議会において、市町村、サービス提供事業所など関係機関の連携を強化し、地域における障がい者の支援体制の整備を図っています。

現状と課題

- 障がい者が自ら福祉サービスを選択し利用するにあたって、選択のために必要な情報が適切に伝わることや、利用者の立場に立ってニーズをサービスに結びつけるマネジメントなど、相談支援体制の確立が不可欠になっています。

障害者総合支援法の施行により、平成26年度末までにサービス等利用計画作成を全ての障害福祉サービス利用者に拡大しなければなりません。平成25年4月現在、*相談支援専門員は20名で、不足しております、拡充を図る必要があります。また、それぞれのサービスが多様化、複雑化されている状況の中で多様化するニーズに応じた相談支援を行うため、市における相談機能の充実、指定相談支援事業所の拡充、より専門的な機関につなげるなどの関係機関との連携による総合的な相談支援体制が求められています。



具体的施策の方向

1 相談支援体制の強化

- (1) 指定相談支援事業所の拡充を図り、相談支援体制を強化します。
- (2) 市役所や各支所窓口において、障がい者の多様化するニーズに対応できるよう相談支援体制を強化します。また、佐久圏域障害者自立支援協議会を中心として、市町村、佐久広域連合障害者相談支援センター、サービス提供事業所、指定相談支援事業所のネットワークを強化するとともに、医療機関、労働関係機関などの専門的な機関と連携することにより、総合的な相談支援体制を推進します。
- (3) 指定相談支援事業所の利用促進を図るため、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、福祉サービス事業所マップにより指定相談支援事業所の周知に努めます。
- (4) 障がい者がより身近なところで気軽に相談ができるよう、地域における民生児童委員などの研修会を充実し、育成を図ります。

2 福祉人材の育成と確保

- (1) 相談支援専門員の拡充を図るため、サービス提供事業所に制度の周知と協力を働きかけます。また、佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、相談支援専門員の研修の機会などを確保し、人材育成を図ります。
- (2) 障がいの特性に応じた、ピアカウンセリングを行うため、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、ピアカウンセラーなどの人材育成を図ります。
- (3) 障がい者自らが福祉の担い手となり活動するため、就労に結びつくよう資格取得のための研修などの参加を促進するとともに、就労後も適切な支援ができるよう支援体制の充実を図ります。

第2節 障がい児の療育体制の充実

これまでの主な取組

- ・ 乳幼児健診の受診率 95%以上を維持するとともに、診査機会を利用した相談事業などを継続的に実施しています。
- ・ 身近な地域で質の高い支援を必要とする乳幼児が療育を受けられる場として、佐久市療育支援センターを開設しました。
- ・ 進学や進級で新しいライフステージに進むときや福祉サービスを利用するときに一貫した支援が行われるよう、サポートブック「虹のかけはし」を作成しました。

現状と課題

- 本市では、年齢に応じて乳幼児の健康診査を行い、障がいが疑われる場合、母子保健事業などで、経過を見ながら、障がいの早期発見と適切な療育指導に努めています。最近では、育児に不安を抱える保護者が増加していることから、気軽に相談できる体制を整え、専門職による相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 佐久市療育支援センターでは、児童福祉法に基づき、身近な地域の障がい児支援の専門施設として、日常生活の基本的動作の習得や集団生活への適応を目指し、児童発達支援を行っています。児童発達支援の利用希望者は増加していることから、佐久市療育支援センターの機能強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、より身近な地域で必要とする療育を受けられるよう体制を整備する必要があります。

(療育支援関連事業)

	事業名	事業内容
早期発見・相談支援	乳幼児健康診査	「4か月児健診・7か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診」により、乳幼児の発育・発達の確認と母親の育児支援を行っています。
	のびのび広場	乳幼児健診などで再度発達状況の確認が必要と判断された場合には、再確認と指導助言を行っています。
	元気っ子クラブ	心理的、社会的発達面から継続的な発達支援が必要な児童、育児や母子関係などに支援が必要な母親に対し、心理相談員や*言語聴覚士など、複数の専門職が年間を通して支援を行っています。
	いきいき相談	乳幼児健診などで発達に関する支援が必要になった乳幼児に対し、心理相談員や言語聴覚士など専門職による相談を個別に行っています。

早期療育	はぐくみ相談	「乳幼児健診などで支援が必要とされた児」「保護者が育児や発達について相談を希望する児」などを対象として、保育園や幼稚園への訪問相談を行っています。
	児童発達支援	心身の発達が心配される乳幼児に対し、日常生活における基本的な動作の習得を目指して、早期に適切な、療育・機能訓練及び生活指導などを行っています。 実施施設：佐久市療育支援センター 定員 20 人／日 実施の日：毎週月曜日から金曜日（祭日・年末年始除く）

具体的施策の方向

1 早期発見・早期療育体制の充実

- (1) 乳幼児健康診査の高い受診率の維持に努めるとともに、健康診査のフォローとして母子保健事業を充実させ、疾病、障がいなどの早期発見、早期治療、早期療育を図ります。
- (2) 障がい児とその保護者を支援するため、保健・福祉・教育部門との連携を密にするとともに、医療機関、児童相談所など関係機関との連携を強化し、早期発見体制を充実します。
- (3) 乳幼児の発育・発達面において支援が必要とされた場合など、保護者の不安が大きいことから、子育て支援事業との連携を図り、気軽に相談できる体制を整えるとともに、*臨床心理士や言語聴覚士などの専門職による相談体制の充実を図ります。

2 療育体制の充実

- (1) 保育園、幼稚園での療育支援を充実するため、佐久広域連合障害者相談支援センター、佐久市療育支援センターなどの療育コーディネーター、臨床心理士などの療育の専門職による相談支援体制を強化します。また、保育士などの研修の充実を図ります。
- (2) より身近な地域で必要な療育支援が受けられるよう、佐久市療育支援センター、佐久圏域障害者自立支援協議会療育部会、医療機関、市関係部門などの連携を密にし、総合的な地域療育機能を強化します。また、ライフステージが変わっても、切れ目のない支援ができるよう、サポートブック「虹のかけはし」の周知、活用を図ります。
- (3) 多様化するニーズに対応するため、佐久市療育支援センターの機能強化を図り、関係機関と連携し、障がいに応じたきめ細やかな相談・支援を行います。

第3節 保健・医療サービスの充実

これまでの主な取組

- ・ 特定健診の受診率を高めるため、保健補導委員会や医師会と協働し、PRキャンペーンを実施しています。
- ・ 佐久市健康づくり21計画に基づき、生活習慣の改善のための取組を推進しています。
- ・ 保健補導委員会の地区自主活動や食生活改善推進協議会で「ぴんころ食」の普及を推進しています。
- ・ 精神障がい者などの社会復帰訓練事業（デイケア）やこころのケア事業（音楽療法）を実施しています。
- ・ 心といのちの支援相談員による「心のほっとライン・佐久」を設置し、こころの相談を実施し、こころの健康づくりを推進しています。

現状と課題

- 住み慣れた地域で障がいや疾病を抱えながらも安心して生活を送るためにには、障がいの早期発見、早期予防体制の充実はもとより、地域と一緒にした生活習慣病予防活動や健康づくり施策を進めていく必要があります。
　壮年期以降の疾病などによる障がいの発生も多いことから、生活習慣病などの予防意識を高めるため、健康に関する正しい知識の普及や、健診事業、健康づくり事業の充実が求められています。
　また、心理的ストレスによるこころの疾病が増加傾向にあるため、こころの健康を保つための健康づくり対策を推進する必要があります。

(健康づくり事業)

事業名	事業内容
森林セラピー推進事業	平成18年森林セラピー基地に認定された、「平尾の森」「春日の森」を中心として、心身のリフレッシュを図れる場を提供し、市民の健康増進を図っています。
ヘルスアップ推進事業	運動をきっかけに、心身の健康増進が図れるように、ウォーキングを中心に実践と啓発を行い、運動を推進しています。
ぴんころ運動推進事業	生活習慣病予防のための啓発活動を実施し、「ぴんころ食」の普及を中心に市民の健康づくりを推進しています。

こころの健康推進事業	デイケアやこころのケア事業などの精神保健推進と専用電話による相談や定期相談体制の充実や、身近な相談窓口を周知するなどの自殺対策の推進を図っています。また、関係者による自殺対策連絡協議会を設置し、つながる支援に努めています。
------------	---

- 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、今後も精神障がい者の退院促進などにより、地域で生活する精神障がい者の数はますます増加することが予想されます。そのため、市民に対して精神障がいへの知識や理解の普及・啓発を図ることや、医療機関や関係機関と連携し、障がいや生活環境に応じた適切な支援を行い、地域ぐるみで精神障がい者に対する支援を推進する必要があります。

具体的施策の方向

1 健康づくりの推進

- (1) 生活習慣病予防に着眼した健診やがん検診の必要性を普及・啓発するとともに、特定健診、*特定保健指導を推進します。
- (2) 森林セラピーなどの自然環境を利用した健康増進を推進するほか、ウォーキングなどを普及させ、運動の習慣化による健康増進を推進します。
- (3) 保健補導員、食生活改善推進委員などの地域組織の育成を図り、民生児童委員を含めた組織への健康に関する研修会などを充実し、心身ともに健康で暮らせるよう、地域での相談支援体制と健康づくり体制を強化します。
- (4) 訪問歯科健診や歯科保健指導が必要な障がい児（者）の把握に努め、口腔に関する相談や健診などの支援を図ります。
- (5) 精神疾患、こころの健康などについて正しい理解や知識の普及・啓発を図るとともに、社会復帰訓練事業（デイケア）やこころのケア事業（音楽療法）などの精神保健の推進と相談窓口の充実、周知を図ります。

2 医療・*リハビリテーションの充実

- (1) 佐久広域連合障害者相談支援センター、医療機関などと連携し、リハビリテーションを実施する機関の周知を図り、障がい者の地域生活を維持するため、医療、リハビリテーションの利用促進を図ります。
- (2) 精神障がい者の社会復帰に向け、佐久広域連合障害者相談支援センターや医療機関と連携し、地域定着支援、地域移行支援の相談支援事業の充実を図るとともに、市民への精神障がいに対する知識や理解の普及・啓発を図ります。
- (3) 佐久市療育支援センターにおいて、医療機関などと連携し障がい児一人ひとりの状態に応じた適切なリハビリテーションが提供できるような体制整備を図ります。

第4節 普及・啓発・広報の推進

これまでの主な取組

- ・ 社会福祉大会や※障害者スマイルライフフェスタを開催し、障がい者への理解を深めるための普及・啓発を行いました。
- ・ 福祉のしおりを作成し、福祉サービスの周知を行っています。

現状と課題

- 障がい者の生活の場が施設から在宅へ移行が進む中で、障がい者が自分らしく、地域で安定した生活を送るためには、障がい者も健常者も誰もがお互いを理解し合い、あらゆる差別と偏見といった心のバリアのない社会を実現することが重要です。
- これまでの障がい者福祉に係る制度の改正によりサービスが複雑化、多様化しています。障がい者が適切に障害福祉サービスを選択し利用するために、多様な情報がわかりやすく体系化され、利用しやすい形で提供されることが求められています。

具体的施策の方向

障がいへの理解などの普及・啓発・広報の推進

- (1) 「障害者週間」での重点的な啓発活動をはじめ、社会福祉大会、障害者福祉展、佐久ふれあい広場などの一般市民が多く集う場での啓発活動を行うとともに、一般市民と障がい者の交流を通して、より一層「※心のバリアフリー」を推進します。
- (2) 制度の改正時など新たな障がい者施策に関する情報について、広報、福祉のしおりなどで周知するほか、指定相談支援事業所を中心に関係機関とのネットワークを利用して周知を図ります。

第5節 福祉教育の推進

これまでの主な取組

- ・ 障がい児に適切な保育指導を行うため、加配保育士を対象に研修会を実施しています。
- ・ 各学校において、「総合的な学習の時間」や「道徳」で、車いすや手話などを利用した体験学習や福祉施設での交流による福祉教育を推進しています。
- ・ 各学校の校長や※特別支援教育コーディネーターを中心に、※学習障害などの児童、生徒一人ひとりに応じた特別支援教育を推進しています。
- ・ 乳幼児期から学校卒業まで、一貫した教育的支援を行うために障がいのある幼児、児童、生徒一人ひとりについて、※教育支援計画を作成しています。

現状と課題

- 本市では、障がい児個々の発達に合わせた保育のため、障がいの程度に応じて保育士の加配を行うなど、就学前保育を実施しています。
今後は、障がい児一人ひとりの障がいの程度に応じた保育を行うため、佐久市療育支援センターや佐久広域連合障害者相談支援センターなどとの連携を強化する必要があります。また、保育園や幼稚園、小学校などと連携を強化するなど、早い時期での適切な就学相談が行えるよう、相談システムをより一層充実させる必要があります。
- 学校における福祉教育や交流体験を通じて、子どもの頃からノーマライゼーションの理念を自然に身につけられるような教育環境や、障がいについての理解を深める教育の充実が求められています。
- 学習障害、※注意欠陥多動性障害、※高機能自閉症などの子どもが増える中、障がいのある子どもが通常学級で学べるよう、学級担任や特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で連携した支援が必要です。また、教職員の特別支援教育に関する研修会の充実が求められています。

具体的施策の方向

1 就学前保育の充実

- (1) 障がい児の受け入れ体制を確保し、園児の障がいの程度に応じて保育士を加配するなど、保育指導の充実を図ります。
- (2) 障がい児一人ひとりの発達に合わせ適切な保育指導を行うため、保育士の研修を充実するとともに、関係機関との連携を強化します。

2 福祉の心を育てる教育の推進

- (1) 学校教育において、車いす、アイマスクなどの福祉体験や、※発達障がいの児童生徒への理解を促進するとともに、*特別支援学校、福祉施設などの障がい者との交流を推進します。
- (2) 人権週間などで、家庭や地域と共に、人権尊重理念に関する正しい理解と認識を深める学習を推進します。
- (3) 福祉の心を育てる教育のため、佐久市社会福祉協議会が行っている*社会福祉普及校指定事業を支援し、各学校などにおける福祉活動を推進します。
- (4) 支援が必要な児童・生徒への理解促進のため、一般市民向けに特別支援教育説明会などを開催し、特別支援教育の理解を深めていくことを推進します。

3 特別支援教育体制の充実

- (1) 就学指導専門員を中心に関係部署との連携により、来入児から中学生まで適切な就学相談を推進します。
- (2) 障がいのある児童・生徒のそれぞれの状態に応じた教育を行うため、学級担任や特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で情報を共有し、適切な特別支援教育を推進します。また、特別支援教育コーディネーターや*特別支援教育支援員を中心に、研修を実施します。
- (3) 幼稚園や保育園から小学校、また小・中学校の移行がスムーズに行えるよう、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育支援計画を有効活用し、就学前から小中学校卒業までの一貫した教育支援の充実を図ります。
- (4) 児童・生徒の就学後においても、特別支援教育コーディネーターなどと連携し、就学指導専門員や就学指導委員会による教育相談などを行い、就学相談のフォローアップの充実を図ります。

【第4章総合的な支援体制の充実 数値目標】

目標項目	現状 (平成24年度)	中間年度 (平成28年度)	目標 (平成30年度)
相談支援専門員の人数	18人	31人	35人
指定相談支援事業所数	11事業所	20事業所	23事業所

第4編 計画の推進・評価体制の確立

1 市民・障がい者・ボランティア・団体・行政の連携

障がい者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具体化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして市民の参画が不可欠です。そのため、市民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向け取り組んでいきます。

2 庁内推進体制の充実

多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実施のために、計画策定ワーキンググループを中心に、関連各部課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制をより充実します。

3 障がい者の参画促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法などについて、障がい者やその家族、関係団体などとの意見交換の場を設け、意見やニーズの把握に努めます。

4 国・県との連携

障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、障がい者施策に関するニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

5 進捗状況の把握

障がい者やその家族、関係団体との意見交換を行うとともに、計画の進捗状況について計画策定ワーキンググループなどを活用し、中間年度と必要に応じて、調査することにより、計画の着実な推進に努めます。

6 計画の評価

本計画の成果に対する評価については、策定機関である「佐久市保健福祉審議会」「佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会」において進捗状況を踏まえて、中間年度と必要に応じて、点検し、評価を行います。

附 屬 資 料

- 1 後期計画策定体制
- 2 後期計画策定委員会
- 3 後期計画策定会議開催経過
- 4 数値目標一覧（再掲）
- 5 用語解説

1 後期計画策定体制

策 定 委 員 会

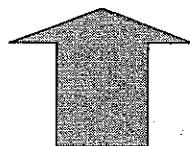
【保健福祉審議会（24名）】

役割：計画案の審議、答申内容の決定

障 害 者 福 祉 部 会

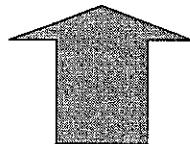
13名

役割：計画案の審議



企 画 調 整 委 員 会

役割：計画策定ワーキンググループから上がった行政における支援策についての事業調整及び協議



計画策定ワーキンググループ

役割：行政などからの障がい福祉活動へのサポートについて意見交換を行い、具体的な事業レベルでの検討を行います。

2 後期計画策定委員会

佐久市保健福祉審議会

	氏名	役職名等
会長	宮地文子	識見者
副会長	中山幹夫	福祉施設（佐久こまば学園園長）
委員	和田裕一	識見者
	吉川徹	識見者
	山田啓顕	識見者
	荻原周子	佐久市学事職員会（高瀬小学校長）
	井出進	佐久市区長会会长
	小平實	佐久市民生児童委員協議会会长
	杉山初夫	佐久市民生児童委員協議会副会长
	佐藤悦生	佐久市社会福祉協議会会长
	柳澤しめ子	佐久市保健補導員会会长
	羽毛田良子	佐久人権擁護委員協議会委員
	小林壽夫	佐久市身体障害者福祉協会会长
	杉田義夫	福祉施設（NPO法人 ウィズハートさく理事長）
	金澤秀典	佐久医師会会长
	多田博行	佐久医師会副会长
	花岡幹郎	佐久薬剤師会会长
	宮島浩	佐久歯科医師会会长
	甘利光治	佐久歯科医師会専務理事
	鷹野正子	佐久市保育协会会长
	中村美登里	長野県栄養士会佐久支部顧問
	高見澤秀明	佐久市老人クラブ連合会会长
	山崎敏明	佐久福祉事務所長
	桜井孝	佐久児童相談所所长

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会

	氏名	役職名等
会長	中山 幹夫	福祉施設(佐久こまば学園園長)
副会長	吉川 徹	識見者
委員	山田 啓顕	識見者
	朝倉 俊男	識見者
	丸山 紀八郎	佐久市区長会副会長
	荻原 憲司	佐久市民生児童委員協議会副会長
	清水 茂	佐久市民生児童委員協議会副会長
	碓氷 和子	佐久市保健補導員会副会長
	小林 壽夫	佐久市身体障害者福祉協会会长
	杉田 義夫	福祉施設(NPO法人ウイズハートさく理事長)
	藤原 麻衣子	小諸養護学校PTA佐久支部長
	佐藤 刚	佐久商工会議所専務理事
	横山 孝子	在宅看護職の会

3 後期計画策定会議開催経過

後期計画策定ワーキンググループ

- ・ 平成25年6月28日(金) 開催
- ・ 平成25年8月9日(金) 開催
- ・ 平成25年10月11日(金) 開催

企画調整委員会

- ・ 平成25年11月18日(月) 開催

保健福祉審議会障害者福祉部会

- ・ 平成25年1月21日(月) 開催
- ・ 平成25年8月21日(水) 開催
- ・ 平成25年10月31日(水) 開催
- ・ 平成26年1月30日(木)

保健福祉審議会

- ・ 平成25年1月21日(月) 開催・諮問
- ・ 平成26年1月30日(木)

4 数値目標一覧（再掲）

章	目標項目	現状 (平成24年度)	中間年度 (平成28年度)	目標 (平成30年度)
第1章	日常生活用具給付件数	1,978 件	2,591 件	2,966 件
	福祉的就労の場の拡大（定員数）	320 人	350 人	370 人
	就労継続支援B型事業所の月額作業工賃	13,962 円	16,318 円	17,500 円以上
第2章	佐久市登録手話通訳者 ・要約筆記奉仕員数	25 人	42 人	45 人
	手話通訳等派遣回数	151 回	190 回	210 回
第3章	移動支援利用実人数	98 人	140 人	167 人
	災害時住民支え合いマップ作成	208 行政区	230 行政区	240 行政区
第4章	相談支援専門員の人数	18 人	31 人	35 人
	指定相談支援事業所数	11 事業所	20 事業所	23 事業所

5 用語解説

本文中、以下の用語について最初に使用される時に、「※」をつけて用語解説をします。

用語 解説

あ	一般就労	一般企業などに雇用されたり、自らの起業などによる就労
	ウェブアクセシビリティ	誰もがホームページなどで提供される情報や機能を支障なく利用できること
	S Pコード	紙に書かれた情報をデジタル化して、切手大のバーコードに似た正方形状のもの。専用の読み取り機を使えば、音声、点字、テキストにより出力できる。
	N P O	営利を目的としない民間の団体のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するため、平成10年3月、「特定非営利活動促進法」(N P O法)により法的に位置付けられた。Nonprofit Organizationの略
	オストメイト	人工こう門や人工ぼうこう（ストーマ）を持つ人
	音響式信号機	視覚障がい者などの歩行者に横断の開始、終了を擬音（ぴよびよ）やメロディなどの音響出力により知らせる機能のついた信号機（視覚障がい者用付加装置信号機）
か	学習障害 (L D)	全般的には知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。 Learning Disabilitiesの略
	教育支援計画	福祉、医療などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫した的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりについて作成した計画
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主とし

て夜間において、共同生活を営むべき住居において相談
その他の日常生活上の援助を行う。

か

共同生活介護(ケアホーム)

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。平成26年4月から共同生活援助（グループホーム）に一元化する。

居宅介護(ホームヘルプ)

障がい者の家庭を介護員が訪問し、食事、入浴、排泄などの介護、調理・掃除・買い物などの家事援助等、日常生活を営むのに必要なサービスを提供するもの

言語聴覚士

音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのあるものに対して、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を伴う専門職

高機能自閉症

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ②言語の発達の遅れ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障がい者などが日常生活などにおいて、利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進を図るための法律

心のバリアフリー

障がい者などへの無理解、偏見、差別などの意識上の障壁を取り除くことをいう。

さ

サービス等利用計画

相談支援専門員が作成する障害福祉サービスの利用者を支援するための総合的な支援計画

災害時住民支え合いマップ

災害時などに援護が必要な高齢者や障がい者を迅速かつ

安全に避難誘導するために、地域の支援者や避難所など社会資源などの情報をマップ（地図）にしたもの

さ

災害時要援護者

必要な情報を迅速且つ的確に把握し、災害から自らを守るために、安全な場所に避難するなどの一連の行動をするのに支援を要する人々

佐久圏域障害者就業・生活支援センター

就業支援ワーカー、生活支援ワーカーが障がい者の就業相談、日常生活上の相談支援などを行う。（国・県事業）

佐久圏域障害者自立支援協議会

P 17 参照

佐久広域連合障害者相談支援センター

佐久圏域に住んでいる身体・知的・精神障がい者、障がい児の相談に応じるため、佐久広域連合が設置した機関

佐久広域連合成年後見支援センター

佐久圏域の成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、市町村担当者などへの助言、成年後見等申立の支援及び成年後見制度の普及・啓発などを行うために佐久広域連合が設置した機関

佐久市市民活動サポートセンター

様々な市民活動を結びつけるネットワークの核となり、市民活動を支え、地域が抱える課題の解決を推進するための拠点

佐久市都市計画マスタープラン

市の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、市の都市計画に関する基本的な方針

社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

社会福祉普及校指定事業

児童・生徒・学生が体験を通して社会福祉への理解と関心を高め、地域に根ざした社会福祉教育を推進することを目的に、社会福祉協議会が、市内の小・中学校や、高等学校などに情報、資料の提供や講師の斡旋をし、また、連絡会議を開催し、情報交換の場を提供する事業

さ

サンスポート佐久

あいとぴあ臼田内に設置され、東信地域の障がい者のレクリエーション・スポーツ活動を支援するため、出前教室などを行っている。

自主防災組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織。災害が発生した時には、地域で中心となって自らの身を守るために防災活動を行う。

指定相談支援事業所

市町村の指定によりサービス等利用計画の作成などを行う指定特定相談支援事業所と県の指定により地域移行支援や地域定着支援の地域相談支援などを行う指定一般相談支援事業所

市民後見人

親族以外の第三者後見人として地域福祉の観点から身近な「市民」としての立場で後見活動を行う者

就労継続支援 A型・B型事業所

一般企業などで就労が困難な人に、働く場を提供とともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型については、雇用契約に基づく就労機会の提供

障害者基本法

障がい者のための施策に関し基本的理念を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者のための施策の基本となる事項を定めている。

障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会

障がい者に対する虐待の未然防止と早期発見などのほか、障がい者に対する虐待発生時の迅速な対応や養護者を支援するために設置された委員会

障害者試行雇用事業 (トライアル雇用)

職業経験、技能、知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

障害者就労施設等

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、生活介護事業所、障がい者を多数雇用して

いる企業など

障害者スマイルライフフェスタ	障がいのある方と市民との交流の場づくりとして、年1回開催している。
障害者の雇用の促進等に関する法律	障がい者の雇用義務などに基づく雇用の促進などの為の措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がい者の職業の安定を図ることなどを定めている。
障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（正式名称）は、国や地方公共団体などが率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めている。
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児に支給される。
小児慢性特定疾患医療	治療期間が長期にわたり、医療費の負担も高額となり、児童の健全な育成に大きな支障となる疾患について、医療費の負担を軽減するため、その治療に係わった費用を公費により負担する医療制度
職業リハビリテーション	障がい者に対して職業評価、職業指導、職業訓練、職業紹介、その他の措置を講じ、その職業生活における自立を図ること
食生活改善推進委員	生活習慣病の予防や食育の推進のために地域での普及活動を推進する者
ジョブコーチ	障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、障がい者が職場に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言を行う。

自立支援医療	心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費医療負担制度
身体障害者補助犬	視覚、聴覚、肢体に障がいのある人の日常生活をそれぞれ支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。身体障害者補助犬法では、身体障がい者が公共的施設、公共交通機関を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができるなどと定めている。
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、法的に選任された代理人によって、判断能力が不十分な人に関する契約の締結などを代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合それを取り消すなどして、これらの人を不利益から守る制度
相談支援専門員	必要な実務経験や研修の修了の要件を満たしたうえで、障がい者などの相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う者
第三者評価	福祉サービスを提供している事業所やそのサービスを利用している利用者以外の更生・中立な立場の第三者評価機関が、提供されている福祉サービスについて評価を行う制度
地域移行支援	入所施設や精神科病院を利用する 18 歳以上の障がい者などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行う。
地域活動支援センター	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つで、障がい者に対して創作的活動、生産活動の機会の提供、社会参加の促進を進める拠点となるセンター
地域生活支援事業	11 ページ参照

た 地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
注意欠陥多動性障害 (A D H D)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、また、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略
特定保健指導	特定健診の結果により該当する方を対象に、生活習慣の改善などのための指導を行う。
特別支援学校	学校教育法などの法律改正により、盲、ろう、養護学校の障がい種別を越えて、名称を特別支援学校として一本化した。
特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。
特別支援教育支援員	学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行う者
特別障害者手当	日常生活に、常時、特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障害者に支給される。
な 日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な知的・精神障がい者や高齢者などに対して、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助、日常生活の手続きや金銭管理などを行う事業
日常生活用具	在宅の重度障害者などの日常生活の利便を図るために給付・貸与される用具の総称。特殊寝台、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置などがある。
ノーマライゼーション	障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てなく暮らせる社会が正常（ノーマル）であるとする考え方

は	発達障がい	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その他症状が通常低年齢において発現するものと定められている。
	バリアフリー	障がい者が日常生活・社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すると言う意味で、段差などの物理的除去を言うことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
	ピアカウンセリング	障がい者が自らの経験に基づき、同じ障がい者からの相談に応じ、自立に向けた支援を行うこと
	福祉医療	障がい者、母子家庭の母子等・父子家庭の父子・老人・乳幼児の方は該当になると医療機関で保険診療を受ける場合、医療費の自己負担分について助成が受けられる。
	福祉サービス運営適正化委員会	福祉サービスに関する苦情の解決や日常生活自立支援事業の適正な運営の確保のため、各都道府県社会福祉協議会に第三者的機関として設置が義務付けられた委員会
	福祉的就労	一般企業での就労が困難な人や一般企業などへの就労を目指す人が、障害者総合支援法の就労支援事業所や地域活動支援センターなどで就労すること
	福祉のしおり	障がい者、高齢者、子育てなどを支援するための各種福祉施策の概要を取りまとめた冊子
	福祉避難所	大きな災害が起きた時に、支援の必要な人たちのうち、障がい者など特別な配慮を必要とする人たちを受け入れる避難所
	福祉有償運送サービス	通常のバス、タクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者などの外出支援事業で実

施主体は事業認可を受けた社会福祉法人及びN P O 法人

は 法人後見	社会福祉法人やN P O 法人などが成年後見人などになり、親族などが個人で成年後見人などになった場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護や支援を行う。
法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者数 50 人以上規模の企業で 2.0% である。
法テラス	総合法律支援法に基づき設立された法人で、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としている。（日本司法支援センター）
保健補導員	保健指導のための住民組織として設置され、自主的な組織活動を通じて自らの健康意識を高め、地域に広める組織
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具の総称で、主なものとして、義肢、装具、盲人安全杖、補聴器、車いすなどがある。
ま 民事法律扶助	経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度
民生児童委員	地域住民の相談相手として問題解決のために、支援、助言などをします。地域の奉仕者として、厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と児童福祉法に基づく児童委員を兼務している。
や ユニバーサルデザイン	全ての人が使いやすいように考慮して作られた建物や製品、情報通信技術などの設計・デザイン

ら

ライフステージ

乳幼児、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における各段階

リーガルサポート

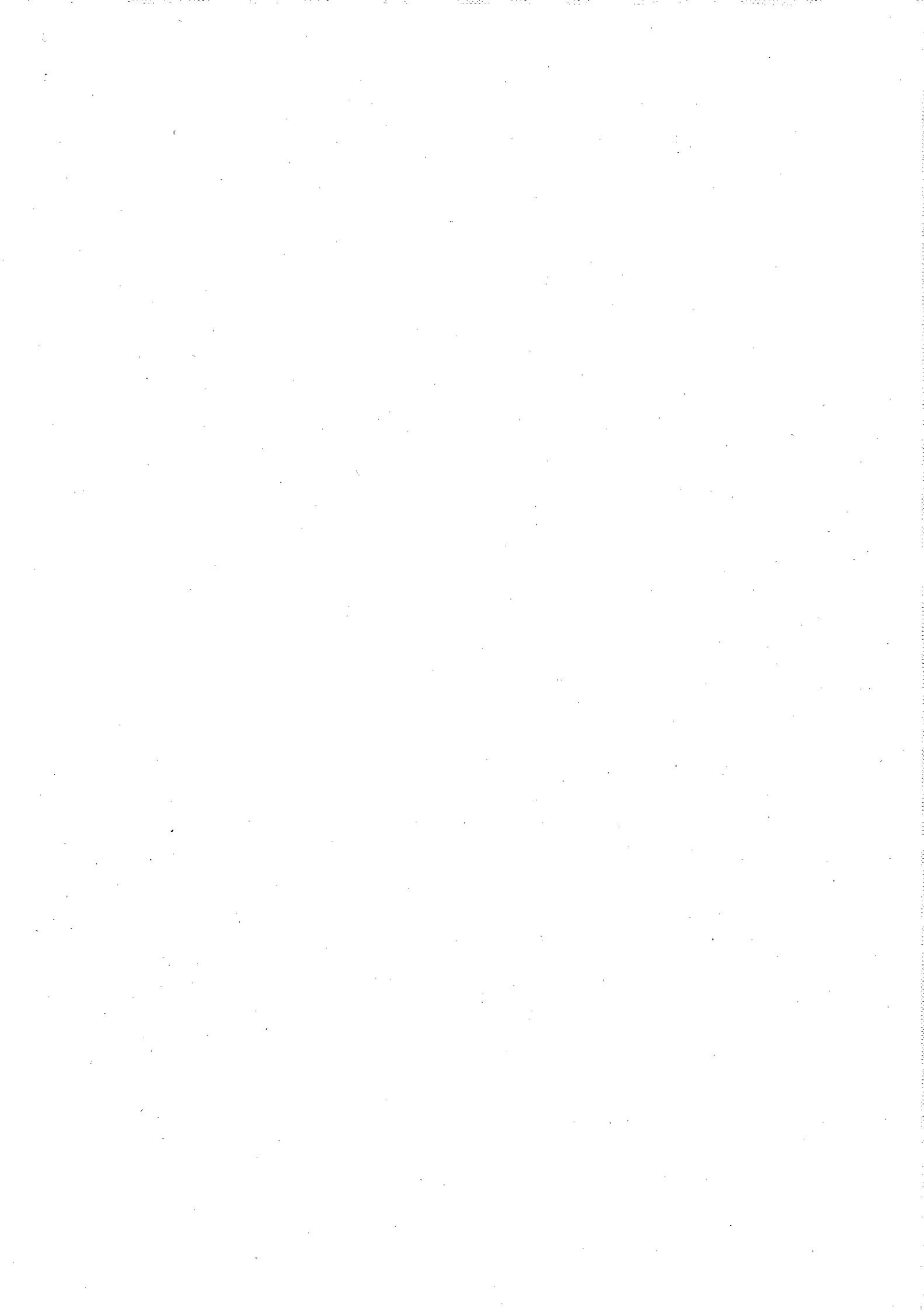
成年後見制度の普及と成年後見人の養成・供給のために、日本司法書士連合会が中心となり設立された法人（正式名称：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート）

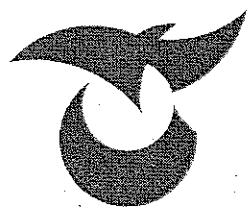
リハビリテーション

障がい者の生活の質を最大限に高め、人間らしく生きる権利の回復を図るために医学的・社会的・教育的・職業的アプローチを組み合わせ、かつ相互に調整して用いられ実際の援助、あるいはそうした理念のこと

臨床心理士

こころの悩みや課題を抱えた方に対して、臨床心理学に基づいた知識と技術で援助する専門職





佐久市